平成24年度 鎌倉市グリーン購入 特定調達品目 判断基準・配慮事項一覧表

Ⅰ 紙類

※ 紙類共通配慮事項：製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

番号	特定調達品目	基準・事項		内 容
1	コピー用紙	判断基準	①	古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考4の算定式により総合的に評価した総合表価値が80以上であること。
			②	バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプ
			③	製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウエブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。
		配慮事項	①	古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
			②	バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
			③	紙類共通

備考） 1「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。
また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

3「総合評価値」とは備考4に示されるYの値をいう。
「指標値」とは、備考4に示されるx_1, x_2, x_3, x_4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示されるX_5, X_6の指標項目ごとの値をいう。
「評価値」とは、備考4のy_1, y_2, y_3, y_4, y_5について示される式により算出された数値をいう。

4 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$Y=(y_1+y_2+y_3)+y_4+y_5$

$y_1=x_1-20$ （$70 \leqq x_1 \leqq 100$）

$y_2=x_2+x_3$ （$0 \leqq x_2+x_3 \leqq 30$）

$y_3=0.5\times x_4$ （$0 \leqq x_4 \leqq 30$）

$y_4=-x_5+75$ （$60 \leqq x_5 \leqq 75$, $x_5<60 \rightarrow x_5=60$, $x_5>75 \rightarrow x_5=75$）

$y_5=-2.5x_6+170$ （$62 \leqq x_6 \leqq 68$, $x_6<62 \rightarrow x_6=62$, $x_6>68 \rightarrow x_6=68$）

Y及びy_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6は次の数値を表す。

Y（総合評価値）：y_1, y_2, y_3, y_4, y_5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2：森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した

y_3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1：最低保証の古紙パルプ配合率（%）

x_2：森林認証材パルプ利用割合（%）
$x_2=$（森林認証材パルプ／バージンパルプ）×（$100-x_1$）

x_3：間伐材パルプ利用割合（%）
$x_3=$（間伐材パルプ／バージンパルプ）×（$100-x_1$）

x_4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%）
$x_4=$（その他の持続可能性を目指したパルプ／バージンパルプ）×（$100-x_1$）

x_5：白色度（%）
白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならな

x_6：坪量（g／㎡）
坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

5 調整を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。
6 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結してい
7 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。
8 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。
なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使わ
9 平成22年3月31日までに製造されたコピー用紙のうち、総合評価値70以上80未満の製品については、平成22年4月1日以降も特定調達物品等とみなすこととする。
10 平成21年4月1日より前に製造されたコピー用紙のうち、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成20年2月5日変更閣議決定）のコピー用紙に係る判断の基準を満足する製品については、当該製品に総合評価値及びその内訳を記載しない場合も特定調達物品等とする。

2	フォーム用紙	判断基準	①	古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。
			②	バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプ
			③	塗工されているものについては、塗工量が両面で12g／㎡以下であること。
		配慮事項	①	紙類共通
			②	バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	判断基準	①	古紙パルプ配合率70%以上であること。
			②	バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
			③	塗工量が両面で20g／㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g／㎡とする。
		配慮事項	①	紙類共通
			②	バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

備考） 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

4	塗工されていない印刷用紙	判断基準	①	次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ．塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
			②	バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプ
5	塗工されている印刷用紙		③	製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウエブサイト等で容易に確認できること。
			④	再生利用しにくい加工が施されていないこと。
		配慮事項	①	古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
			②	バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
			③	紙類共通

備考）1「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。
また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

3「総合評価値」とは備考4に示されるY_1又はY_2の値をいう。
「指標値」とは、備考4に示されるx_1, x_2, x_3, x_4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4に示されるX_5, X_6の指標項目ごとの値をいう。
「評価値」とは、備考4のy_1, y_2, y_3, y_4, y_5について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

4 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$Y_1=(y_1+y_2+y_3)+y_4$

$Y_2=(y_1+y_2+y_3)+y_5$

$y_1=x_1-10$ （$60 \leqq x_1 \leqq 100$）

$y_2=x_2+x_3$ （$0 \leqq x_2+x_3 \leqq 40$）

$y_3=0.5\times x_4$ （$0 \leqq x_4 \leqq 40$）

$y_4=-x_5+75$ （$60 \leqq x_5 \leqq 75$, $x_5<60 \rightarrow x_5=60$, $x_5>75 \rightarrow x_5=75$）

$y_5=-0.5x_6+20$ （$0<x_6 \leqq 10 \rightarrow x_6=10$, $10<x_6 \leqq 20 \rightarrow x_6=20$, $20<x_6 \leqq 30 \rightarrow x_6=30$, $x_6>30 \rightarrow x_6=40$）

Y_1,Y_2及びy_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6は次の数値を表す。

Y_1（塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）：y_1, y_2, y_3, y_4の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた

Y_2（塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）：y_1, y_2, y_3, y_5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数

y_1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2：森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した

y_3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）
ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示されたAランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は5、それ以外の紙である場合は0

y_5：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1：最低保証の古紙パルプ配合率（%）

x_2：森林認証材パルプ利用割合（%）
$x_2=$（森林認証パルプ／バージンパルプ）×（$100-x_1$）

x_3：間伐材パルプ利用割合（%）
$x_3=$（間伐材パルプ／バージンパルプ）×（$100-x_1$）

x_4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%）
$x_4=$（その他の持続可能性を目指したパルプ／バージンパルプ）×（$100-x_1$）

x_5：白色度（%）
白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならな

x_6：塗工量（g／㎡）
塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

5 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

6 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。

7 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。
なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

6	トイレットペーパー	判断基準	①	古紙パルプ配合率100%であること。
		配慮事項	①	紙類に共通
7	ティッシュペーパー	判断基準	①	古紙パルプ配合率100%であること。
		配慮事項	①	紙類に共通

Ⅱ　文具類

※ 文具類共通判断基準：金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

① 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。

② 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

③ 次の要件を満たすこと。

ア．紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。

イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

※ 文具類共通配慮事項

① 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。

② 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。

③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

④ 材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。

⑤ 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

注）　文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目についての判断の基準(●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上記の判断の基準を適用する。

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
8	シャープペンシル	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通 ・残芯が可能な限り少ないこと。
9	シャープペンシル（替芯）	判断基準		文具類共通【容器に適用】
		配慮事項		文具類共通
10	ボールペン	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通 ・芯が交換できること。
11	マーキングペン	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通 ・消耗品が交換又は補充できること。
12	鉛筆	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
13	スタンプ台	判断基準		● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		配慮事項		文具類共通 ・インク又は液が補充できること。
14	朱肉	判断基準		● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		配慮事項		文具類共通 ・インク又は液が補充できること。
15	印章セット	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通 液が補充できること。
16	印箱	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
17	公印	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
18	ゴム印	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
19	回転ゴム印	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
20	定規	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
21	トレー	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通

22	消 し ゴ ム	判断基準		文具類共通【巻紙(スリーブ)又はケースに適用】
		配慮事項		文具類共通
23	ステープラー(汎用型)	判断基準		● 主材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(機構部分を除く。)。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		配慮事項		文具類共通 ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易に行えるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
24	ステープラー(汎用型以外)	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通 ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易に行えるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
25	ステープラー針リムーバー	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通 ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易に行えるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
26	連射式クリップ(本体)	判断基準		● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		配慮事項		文具類共通
27	事務用修正具(テープ)	判断基準		● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		配慮事項		文具類共通 ・消耗品が交換できること。
28	事務用修正具(液状)	判断基準		文具類共通【容器に適用】
		配慮事項		文具類共通
29	クラフトテープ	判断基準	①	● テープ基材については、古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		配慮事項	① ②	粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
30	粘着テープ(布粘着)	判断基準	①	● テープ基材(ラミネート層を除く。)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
		配慮事項		文具類共通
31	両面粘着紙テープ	判断基準	①	● テープ基材については、古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		配慮事項	① ②	文具類共通 バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
32	製本テープ	判断基準		文具類共通【テープ基材に適用】
		配慮事項		文具類共通
33	ブックスタンド	判断基準		● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		配慮事項		文具類共通
34	ペンスタンド	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
35	クリップケース	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
36	はさみ	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通 ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
37	マグネット(玉)	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
38	マグネット(バー)	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
39	テープカッター	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
40	パンチ(手動)	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
41	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通

42	紙めくりクリーム	判断基準		文具類共通 【容器に適用】
		配慮事項		文具類共通
43	鉛筆削（手動）	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通 ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
44	ＯＡクリーナー （ウェットタイプ）	判断基準		文具類共通【容器に適用】 ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		配慮事項		文具類共通 ・内容物が補充できること。
45	ＯＡクリーナー（液タイプ）	判断基準		文具類共通（容器に適用）
		配慮事項		文具類共通 ・内容物が補充できること。
46	ダストブロワー	判断基準		● オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあたっては、製品に、その取扱いについての適切な掲載がなされていること。
		配慮事項		文具類共通
47	レターケース	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
48	メディアケース （FD・CD・MO用）	判断基準		●次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ② CD及びDVD用にあっては、厚さ5㎜程度以下のスリムタイプケースであること。 ③ 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
		配慮事項		文具類共通
49	マウスパット	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
50	ＯＡフィルター（枠あり）	判断基準		●次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ② 枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
		配慮事項		文具類共通
51	丸刃式紙裁断機	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通 ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
52	カッターナイフ	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
53	カッティングマット	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通 ・マットの両面が使用できること。
54	デスクマット	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
55	ＯＨＰフィルム	判断基準		●次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ② インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
		配慮事項		文具類共通
56	絵筆	判断基準		● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		配慮事項		文具類共通
57	絵の具	判断基準		文具類共通【容器に適用】
		配慮事項		文具類共通
58	墨汁	判断基準		文具類共通【容器に適用】
		配慮事項		文具類共通
59	のり（液状） （補充用を含む。）	判断基準		文具類共通【容器に適用】
		配慮事項		文具類共通 ・内容物が補充できること。
60	のり(澱粉のり) （補充用を含む。）	判断基準		文具類共通【容器に適用】
		配慮事項		文具類共通 ・内容物が補充できること。
61	のり（固形）	判断基準		文房具類共通【容器・ケースに適用】
		配慮事項		文具類共通 ・消耗品が交換できること。
62	のり(テープ)	判断基準		文具類共通【容器・ケースに適用】
		配慮事項		文具類共通 ・消耗品が交換できること。

63	フ ァ イ ル	判断基準		● 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ② クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
		配慮事項	①	表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
			②	バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
64	バ イ ン ダ ー	判断基準		● 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		配慮事項	①	表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
			②	バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
65	ファイリング用品	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
66	ア ル バ ム	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
67	つ づ り ひ も	判断基準		●次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ② 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。 ③ 上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		配慮事項		文具類共通 バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
68	カ ー ド ケ ー ス	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
69	事務用封筒(紙製)	判断基準		● 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		配慮事項		文具類共通 バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
70	窓付き封筒(紙製)	判断基準		● 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。(窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓 ● 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
		配慮事項		文具類共通 バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

71	けい紙	判断基準		● 古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ● 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g／㎡以下であり、塗工されていないものについては、白色度が70%程度以下であること。
72	起案用紙			
		配慮事項		文具類共通 バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
73	ノート			
74	パンチラベル	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
75	タックラベル	判断基準		● 主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たす
76	インデックス			
		配慮事項	①	バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
77	付箋紙		②	粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
78	付箋フィルム	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。
79	黒板拭き	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
80	ホワイトボード用イレーザー	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
81	額縁	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
82	ごみ箱	判断基準		● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		配慮事項		文具類共通
83	リサイクルボックス	判断基準		● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		配慮事項		文具類共通
84	缶・ボトルつぶし機（手動）	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
85	名札（机上用）	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
86	名札（衣服取付型・首下げ型）	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
87	鍵かけ□ックを含む）	判断基準		文具類共通
		配慮事項		文具類共通
88	チョーク	判断基準		●再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。
		配慮事項		文具類共通
89	梱包用バンド	判断基準		● 主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。 ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが製品全体重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。
		配慮事項		文具類共通

備考） 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー（汎用型）」とは、JIS S 6036の2.に規定するステープラーつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー（汎用型以外））」とは、ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。

2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピューター用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

3 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。

4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

6 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

7 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

9 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合(カートリッジ等)は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合(ワンウエイ)は、当該部分(インク等)のみを製品全体重量から除く。

10 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材(台紙)を製品全体重量から除く。

11 ダストブロワーを、引火の危険性があり、安全性の確保を必要とする用途に使用する場合については、当該品目に係る判断の基準は適用しないものとする。なお、その場合にあたっては、オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第4条に定められた係数)150以上の物質が含まれていないものを使用すること。

12 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、FD、CD、DVD及びMO用とする。

13 木質又は、紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

Ⅲ　オフィス家具等

※ オフィス家具等共通判断基準：大部分の材料が金属類である棚又は収納什器にあっては①の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②、木質の場合は③、紙の場合は④、の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。

① 表1に示された区分の製品にあたっては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあたっては、イ及びウの要件を満たすこと。

ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。

イ. 単一素材分解可能率が85%以上であること。

ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。

② 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。

③ 次の要件を満たすこと。

ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/㎡h以下又はこれと同等のものであること。

④ 次の要件を満たすこと。

ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。

イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

※ オフィス家具等共通配慮事項

① 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされているか、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」と いう。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

② 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。

③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

④ 材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。

⑤ 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。

番号	特定調達品目	基準・事項	内　　容
90	い　　す	判断基準	オフィス家具等共通
		配慮事項	オフィス家具等共通
91	机	判断基準	オフィス家具等共通
		配慮事項	オフィス家具等共通
92	棚	判断基準	オフィス家具等共通
		配慮事項	オフィス家具等共通
93	収納用什器（棚以外）	判断基準	オフィス家具等共通
		配慮事項	オフィス家具等共通
94	ローパーティション	判断基準	オフィス家具等共通
		配慮事項	オフィス家具等共通
95	コートハンガー	判断基準	オフィス家具等共通
		配慮事項	オフィス家具等共通
96	傘　　立　　て	判断基準	オフィス家具等共通
		配慮事項	オフィス家具等共通
97	掲　　示　　板	判断基準	オフィス家具等共通
		配慮事項	オフィス家具等共通
98	黒　　板	判断基準	オフィス家具等共通
		配慮事項	オフィス家具等共通
99	ホワイトボード	判断基準	オフィス家具等共通
		配慮事項	オフィス家具等共通

備考）1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。
2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。
3 判断基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

単一素材分解可能率（%）＝単一素材まで分解可能な部品数／製品部品数×100

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。
①盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）
②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）
③日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

6 放散速度が、0．02mg／㎡h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、JIS A 1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0．5mg／L	0．7mg／L

7 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納什器(収納庫)の棚板に係る機能重量の基準

区分	基準
収納庫(カルテ収納棚等の特殊用途は除く。)の棚板	0.1
棚(書架・軽量棚・中量棚)の棚板	0.1

備考） 棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。
機能重量の基準＝棚板重量(kg)÷棚耐荷重(kg)

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納什器に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しが出来ること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。
		材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

Ⅳ　OA機器類

Ⅳ－1　コピー機等

※ コピー機等共通判断基準

① 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。
② 次のいずれかの要件を満たすこと。
ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機(以下「コピー機等」という。)であること。

イ. 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。

※ コピー機等共通配慮事項

① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。
② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。
③ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
④ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
⑤ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
100	コ　ピ　ー　機	判断基準	①	OA機器類共通
			②	コピー機(カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。)にあっては、表1－1に示された区分ごとの基準を満たすこと。
			③	カラーコピー機能を有するコピー機(大判機を除く。)にあっては、表2－1に示された区分ごとの基準を満たすこと。
			④	大判コピー機にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。
		配慮事項		OA機器類共通
101	複　　合　　機	判断基準	①	OA機器類共通
			②	複合機(インクジェット方式を除く) ア　複合機(カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。)にあっては、表1－2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラーコピー機能を有する複合機(大判複合機を除く。)にあっては、表2－2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ　大判複合機にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。
			③	インクジェット方式の複合機 ア　インクジェット方式の複合機(大判複合機を除く。)にあっては、表4－1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. インクジェット方式の大判複合機にあっては、表4－2に示された区分ごとの基準を満たすこと。
		配慮事項		OA機器類共通
102	拡張性のあるデジタルコピー機	判断基準	①	OA機器類共通
			②	拡張性のあるデジタルコピー機(カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。)にあっては、表1－1に示された区分ごとの基準を満たすこと。
			③	カラーコピー機能を有する拡張性のあるデジタルコピー機(大判機を除く。)にあっては、表2－1に示された区分ごとの基準を満たすこと。
			④	拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。
		配慮事項		OA機器類共通

備考）1 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行うシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。
1)「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
2)「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の使用については、JIS　C 0950：2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準じるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS　C 0950:2008に準じるものとする。

4 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張性のある大判デジタルコピー機」とは、幅が406㎜以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

5 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種(希土類は17元素を1鉱種として考慮)の金属をいう。

6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

7 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能になることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。

8 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本指針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

9 リユースに配慮されたコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品回収までに相当程度期間を要することから、表1－1、表1－2、表2－1、表2－2、表3、表4－1及び表4－2の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、引き続き表6－1から表6－6の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表1－1 コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm≦15	≦1.0	要件の適用なし
15<ipm≦24	≦0.10×ipm−0.5	
24<ipm≦40		購入時において標準装備又は任意の付属品
40<ipm≦44	≦0.35×ipm−10.3	
44<ipm≦82		購入時において標準装備
82<ipm	≦0.70×ipm−39.0	

備考） 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分あたりの画像数）とは、1分間にA4又は8.5″×11″の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4用紙と8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速いほうを適用する。以下表1－2、表2－1、表2－2、表3、表4－1及び表4－2において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表2－3の3.（1）」による。以下表1－2、表2－1及び表2－2において同じ。

表1－2 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm≦10	≦1.5	要件の適用なし
10<ipm≦24	≦0.10×ipm+0.5	
24<ipm≦26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26<ipm≦44	≦0.35×ipm−6.0	
44<ipm≦68		購入時において標準装備
68<ipm	≦0.70×ipm−30.0	

表2－1 カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm≦19	≦0.10×ipm+2.8	要件の適用なし
19<ipm≦32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32<ipm≦39	≦0.35×ipm−5.2	
39<ipm≦58		購入時において標準装備
58<ipm	≦0.70×ipm−26.0	

表2－2 カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm≦19	≦0.10×ipm+3.5	要件の適用なし
19<ipm≦26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26<ipm≦39	≦0.35×ipm−3.0	
39<ipm≦62		購入時において標準装備
62<ipm	≦0.70×ipm−25.0	

表3 大判コピー機、拡張性のある大判デジタルコピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦30W	≦1W
30<ipm	60分		

備考） 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4－1及び表4－2において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表5の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表4－1及び表4－2において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2－3の3.（2）」による。以下表4－1及び表4－2において同じ。

表4－1 インクジェット方式の複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦10	15分	≦1.4W	≦1W
10<ipm≦20	30分		
20<ipm	60分		

表4－2 インクジェット方式の大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦15W	≦1W
30<ipm	60分		

表5 追加機能及びその許容値

種　　類	第1許容値(W)	第2許容値(W)
転送可能速度が20MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が20MHz以上500MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が500MHz以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置(カード／カメラ／記憶装置等)が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置(ストレージ)ドライブ(SCSI等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	―	0.2
冷陰極蛍光灯(CCFL)又はその他技術のランプを使用するスキャナ	―	0.5
PCがないと印刷／複写／スキャンができない、PCを基本とするシステム	―	−0.5
コードレス電話用通信システム	―	0.8
内部メモリ容量	―	1GBごとに1.0W
電源装置の定格出力／PSOR(許容値は表4－1の製品にのみ適用される)	―	PSOR＞10Wの場合 0.02×(PSOR－10W)

備考)　「第1許容値」とは、コピー機等のスリープ中に稼動したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、　コピー機等のスリープ中に無稼動にできる接続に対して追加可能な許容値をいう

表6－1 リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度(CPM:1分当たりのコピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの以降時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
0＜CPM≦20	―	―	―	≦5W	≦30分	推奨
20＜CPM≦44	≦3.85×CPM＋5W	≦15分	≦30秒	≦15W	≦60分	必須
44＜CPM	≦3.85×CPM＋5W	≦15分	≦30秒(推奨)	≦20W	≦90分	必須

備考） 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数（CPM)をいう。以下表6－2において同じ。両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。
大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。
① A2サイズの用紙は、コピー枚数を4倍すること。
② A1サイズの用紙は、コピー枚数を8倍すること。
③ A0サイズの用紙は、コピー枚数を16倍すること。

2 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。以下表6－3及び表6－5において同じ。

3 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表6－3及び表6－5において同じ。

4 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表6－3及び表6－5において同じ。

5 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表6－2から表6－6において同じ。

6 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表6－2、表6－5及び表6－6において同じ。

7 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。以下表6－2から表6－6において同じ。

8 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表6－2、表6－5及び表6－6において同じ。

表6－2 リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 （CPM：1分当たりのコピー枚数）	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0＜CPM≦40	—	—	—	≦10W	≦30分
40＜CPM	≦3.85×CPM＋5W	≦15分	≦30秒 （推奨）	≦20W	≦90分

表6－3 リユースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するものを含む）に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 （ipm：1分当たりの画像出力枚数）	低電力モード 消費電力	低電力モードからの 復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモードへの 移行時間	両面コピー機能
0＜imp≦10	—	—	≦25W	≦15分	推奨
10＜imp≦20	—	—	≦70W	≦30分	推奨
20＜imp≦44	≦3.85×imp＋50W	≦30秒	≦80W	≦60分	必須
44＜imp≦100	≦3.85×imp＋50W	≦30秒（推奨）	≦95W	≦90分	必須
100＜imp	≦3.85×imp＋50W	≦30秒（推奨）	≦105W	≦120分	必須

備考） 1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表6－4において同じ。

2 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表6－4において同じ。

3 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表6－4から表6－6において同じ。

表6－4 リユースに配慮した 大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 （ipm：1分当たりの出力枚数）	低電力モード 消費電力	低電力モードからの 復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモードへの 移行時間
0＜ipm≦40	—	—	≦70W	≦30分
40＜ipm	≦4.85×ipm＋50W	≦30秒(推奨）	≦105W	≦90分

表6－5 リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度（ipm：1分当たりの画像出力枚数）	低電力モード 消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
0＜imp≦10	—	—	≦5W	≦15分	推奨
10＜imp≦20	—	—	≦5W	≦30分	推奨
20＜imp≦44	≦3.85×imp＋5W	≦30秒	≦15W	≦60分	必須
44＜imp≦100	≦3.85×imp＋5W	≦30秒（推奨）	≦20W	≦90分	必須
100＜imp	≦3.85×imp＋5W	≦30秒（推奨）	≦20W	≦120分	必須

表6－6 リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度（ipm：1分当たりの画像出力枚数）	低電力モード 消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0＜ipm≦40	—	—	≦65W	≦30分
40＜ipm	≦4.85×ipm＋45W	—	≦100W	≦90分

Ⅳ－2 電子計算機

番号	特定調達品目	基準・事項		内 容
103	電子計算機	判断基準	①	次のいずれかの要件を満たすこと。 ア サーバ型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ. クライアント型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
			②	特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六角クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
			③	一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。
		配慮事項	①	資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			②	一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリ）の駆動時間が必要以上に長くないこと。
			③	一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。
			④	筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。
			⑤	筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。
			⑥	製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
			⑦	製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。

備考） 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

① 複合理論性能が1秒につき20万メガ演算以上のもの

② 256超のプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの

③ 入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき、100メガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの

④ 演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

⑤ 複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの

⑥ 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの

2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。

3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。

4 判断の基準②については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JISC 0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同JISの付属書Bの除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

5 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。

6 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S－ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。

ア. 内蔵モデム、無線LAN、FDD、CD/DVD、MO等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。

イ. 周辺機器を接続するためのUSBインターフェイスを複数備えていること。

7 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリ）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。

8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

9 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

10 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。

ア. 環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。

イ. 使用済み製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。

ウ. リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。

11 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

ウ. マニュアルやリカバリCD等の付属品については、必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

表1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
CPUの種別	I/Oスロット数	CPUソケット数	
専用CISC	32未満		1,950
	32以上		2,620
RISC	8未満		13
	8以上40未満		31
	40以上		140
IA64	10未満		6.2
	10以上		22
IA32	0		1.3
	1以上7未満	2未満	1.2
		2以上4未満	1.9
		4以上	6.7
	7以上		7.4

備考） 1 「専用CISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたCPUのうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。

2 「RISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたCPU以外のCPUをいう。

3 「IA64」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたCPUのうち、専用CISC以外のものであって、64ビットアーキテクチャのものをいう。

4 「IA32」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたCPUのうち、専用CISC以外のものであって、32ビットアーキテクチャのものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第74号（平成22年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区分				基準エネルギー消費効率
クライアント型電子計算機の電源及びメモリチャネル数の種別	主記憶容量	独立型GPU	画面サイズ	
電池駆動型のものであってメモリチャネル数が2以上のもの	16ギガバイト以上			2.25
	4ギガバイト超16ギガバイト未満			0.34
	4ギガバイト以下		17型以上	0.31
		搭載	17型未満	0.21
		非搭載	12型以上17型未満	0.15
			12型未満	0.21
電池駆動型以外のものであってメモリチャネル数が2以上のもののうち電源装置にACアダプターを用いるもの				0.29
電池駆動型以外のものであってメモリチャネル数が2以上のもののうち電源装置にACアダプターを用いないもの	16ギガバイト以上			2.25
	4ギガバイト超16ギガバイト未満	搭載		0.51
		非搭載		0.64
	4ギガバイト以下			0.53
メモリチャネル数が2未満のもの				0.51

備考） 1 「メモリチャネル数」とは、メモリコントローラから分岐する主記憶装置へのバスインターフェースの論理チャネルの数をいう。

2 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

3 「独立型GPU」とは、画像データ処理用のプロセッサのうち、専用のローカルメモリを有するものをいう。

4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点第2位以下を四捨五入した数値をいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第74号（平成22年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

Ⅳ－3　プリンタ等

※ プリンタ等共通判断基準

① プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあっては、次の基準を満たすこと。
ア.モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表1－1に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ/ファクシミリ兼用機にあっては、表1－2に示された区分ごとの基準。
イ.カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表2－1に示された区分ごとの基準。カラープリンタ/ファクシミリ兼用機にあっては、表2－2に示された区分ごとの基準。
ウ.インクジェット方式のプリンタにあっては、表3に示された区分ごとの基準。
エ.インパクト方式のプリンタにあっては、表4に示された区分ごとの基準。
② 大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあっては、表5－1に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあっては、表5－2に示された区分ごとの基準を満たすこと。
③ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。

※ プリンタ等共通配慮事項

① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適用処理される場合には、この限りではない。
② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
④ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。
⑤ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

番号	特定調達品目	基準・事項	内　容
104	プ　リ　ン　タ	判断基準	プリンタ等共通
		配慮事項	プリンタ等共通
105	プリンタ・ファクシミリ　兼　用　機	判断基準	プリンタ等共通
		配慮事項	プリンタ等共通

備考）1 「大判プリンタ」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

表1－1　モノクロプリンタに係る標準消費電力の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm≦15	≦1.0	要件の適用なし
15<ipm≦24	≦0.10×ipm−0.5	
24<ipm≦40		購入時において標準装備又は任意の付属品
40<ipm≦44	≦0.35×ipm−10.3	
44<ipm≦82		購入時において標準装備
82<ipm	≦0.70×ipm−39.0	

備考）1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分あたりの画像数）とは、1分間にA4又は8.5″×11″の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4用紙と8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速いほうを適用する。以下表1－2、表2－1、表2－2、表3、表4、表5－1及び表5－2において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表2－3の3.（1）」による。以下表1－2、表2－1及び表2－2において同じ。

表1－2　モノクロプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm≦10	≦1.5	要件の適用なし
10<ipm≦24	≦0.10×ipm+0.5	
24<ipm≦26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26<ipm≦44	≦0.35×ipm−6.0	
44<ipm≦68		購入時において標準装備
68<ipm	≦0.70×ipm−30.0	

表2－1 カラープリンターに係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm≦19	≦0.10×ipm+2.8	要件の適用なし
19<ipm≦32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32<ipm≦39	≦0.35×ipm−5.2	
39<ipm≦58		購入時において標準装備
58<ipm	≦0.70×ipm−26.0	

表2－2 カラープリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm≦19	≦0.10×ipm+3.5	要件の適用なし
19<ipm≦26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26<ipm≦39	≦0.35×ipm−3.0	
39<ipm≦62		購入時において標準装備
62<ipm	≦0.70×ipm−25.0	

表3 インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦10	5分	≦1.4W	≦1W
10<ipm≦20	15分		
20<ipm≦30	30分		
30<ipm	60分		

備考） 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4、表5－1及び表5－2において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表6の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表4、表5－1及び表5－2において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2－3の3.（2）」による。以下表4、表5－1及び表5－2において同じ。

表4 インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦10	5分	≦4.6W	≦1W
10<ipm≦20	15分		
20<ipm≦30	30分		
30<ipm	60分		

表5－1 インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦15W	≦1W
30<ipm	60分		

表5－2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30分	≦14W	≦1W
30<ipm	60分		

表6 追加機能及びその許容値

種　　類	第1許容値(W)	第2許容値(W)
転送可能速度が20MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が20MHz以上500MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が500MHz以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置(カード／カメラ／記憶装置等)が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置(ストレージ)ドライブ(SCSI等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	―	0.2
冷陰極蛍光灯(CCFL)又はその他技術のランプを使用するスキャナ	―	0.5
PCがないと印刷／複写／スキャンができない、PCを基本とするシステム	―	−0.5
コードレス電話用通信システム	―	0.8
内部メモリ容量	―	1GBごとに1.0W
電源装置の定格出力／PSOR(許容値は表3及び表4の製品にのみ適用される)	―	PSOR＞10Wの場合 0.02×(PSOR−10W)

備考) 「第1許容値」とは、プリンタのスリープ中に稼動したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、プリンタのスリープ中に無稼動にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

Ⅳ−4 ファクシミリ

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
106	ファクシミリ	判断基準	①	モノクロファクシミリ(インクジェット方式を除く。)にあっては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。
			②	カラーファクシミリ(インクジェット方式を除く。)にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。
			③	インクジェット方式のファクシミリにあっては、表3に示された基準を満たすこと。
		配慮事項	①	使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りではない。
			②	分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			③	一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			④	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考) 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表1 モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)
ipm≦15	≦1.0
15<ipm≦40	≦0.10×ipm−0.5
40<ipm≦82	≦0.35×ipm−10.3
82<ipm	≦0.70×ipm−39.0

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm(分あたりの画像数)とは、1分間にA4又は8.5″×11″の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4用紙と8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速いほうを適用する。表2において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表2−3の3.(1)」による。表2において同じ。

表2 カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)
ipm≦32	≦0.10×ipm+2.8
32<ipm≦58	≦0.35×ipm−5.2
58<ipm	≦0.70×ipm−26.0

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
5分	≦1.4W	≦1W

備考） 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表4の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表2－3の3.（2）」による。

表4 追加機能及びその許容値

種類	第1許容値(W)	第2許容値(W)
転送可能速度が20MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.3	0.2
転送可能速度が20MHz以上500MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.2
転送可能速度が500MHz以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	3.0	0.7
外部装置（カード/カメラ/記憶装置等）が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.2	0.2
個別の内部記憶装置（ストレージ）ドライブ（SCSI等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない）	―	0.2
冷陰極蛍光灯（CCFL)又はその他技術のランプを使用するスキャナ	―	0.5
PCがないと印刷／複写／スキャンができない、PCを基本とするシステム	―	−0.5
コードレス電話用通信システム	―	0.8
内部メモリ容量	―	1GBごとに1.0W
電源装置の定格出力/PSOR（許容値は表3の製品にのみ適用される）	―	PSOR＞10Wの場合 0.02×（PSOR－10W）

備考）「第1許容値」とは、ファクシミリのスリープ中に稼動したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、ファクシミリのスリープ中に無稼動にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

Ⅳ－5　スキャナ

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
107	スキャナ	判断基準		表1に示された基準を満たすこと。
		配慮事項	①	使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
			②	分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			③	一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			④	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再利用されるものは除く。）。

表1　スキャナに係るスリープ移行時間、スキャニングエンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	スキャニングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
15分	≦4.3W	≦1W

備考）1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表のスキャニングエンジンのスリープ消費電力に表2の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則　別表2－3の3.（2）」による。

表2　追加機能及びその許容値

種類	第1許容値（W）	第2許容値（W）
転送可能速度が20MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.3	0.2
転送可能速度が20MHz以上500MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.2
転送可能速度が500MHz以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	3.0	0.7
外部装置（カード/カメラ/記憶装置等）が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.2	0.2
個別の内部記憶装置（ストレージ）ドライブ（SCSI等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない）	―	0.2
冷陰極蛍光灯（CCFL）又はその他技術のランプを使用するスキャナ	―	0.5
PCがないと印刷／複写／スキャンができない、PCを基本とするシステム	―	−0.5
コードレス電話用通信システム	―	0.8
内部メモリ容量	―	1GBごとに1.0W

備考）「第1許容値」とは、スキャナのスリープ中に稼動したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、スキャナのスリープ中に無稼動にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

Ⅳ－6　磁気ディスク装置

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
108	磁気ディスク装置	判断基準		エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
		配慮事項	①	使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
			②	分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			③	一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			④	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。
①記憶容量が1ギガバイト以下のもの
②ディスクの直径が40mm以下のもの
③最大データ転送速度が1秒につき270ギガバイトを越えるもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表　磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区　分				基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	回転数	用途	
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が1枚のもの			E＝exp（2.98×ln（N）－30.8）
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの			E＝exp（2.98×ln（N）－31.2）
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が4枚以上のもの			E＝exp（2.11×ln（N）－23.5）
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	5000回毎分以下		E＝exp（2.98×ln（N）－29.8）
		5000回毎分超6000回毎分以下		E＝exp（2.98×ln（N）－31.2）
		6000回毎分超		E＝exp（4.30×ln（N）－43.5）
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	5000回毎分以下		E＝exp（2.98×ln（N）－31.5）
		5000回毎分超6000回毎分以下		E＝exp（2.98×ln（N）－32.2）
		6000回毎分超		E＝exp（4.58×ln（N）－46.8）
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が4枚以上のもの			E＝exp（2.98×ln（N）－31.9）
	ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が1枚のもの			E＝exp（2.98×ln（N）－30.2）
	ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が2枚以上のもの			E＝exp（2.98×ln（N）－30.9）
サブシステム			メインフレームサーバ用のもの	E＝exp（1.85×ln（N）－18.8）
			メインフレームサーバ用以外のもの	E＝exp（1.56×ln（N）－17.7）

備考）1 「メインフレームサーバ」とは、専用CISC（ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたCPUのうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。）が搭載されたサーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。）をいう。

2 E及びNは次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率
N：回転数（単位：回毎分）

3 lnは底をeとする対数を表す。

4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第75号（平成22年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

Ⅳ－7　ディスプレイ

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
109	ディスプレイ	判断基準	①	表に示された基準を満たすこと。
			②	動作が再開された時に、自動的に使用可能な状態に戻ること。
			③	特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
		配慮事項	①	使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
			②	資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			③	一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			④	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものであって、可視対角線画像サイズが60インチ以下のものとする。

2 判断の基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同JISの付属書Bの除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表　ディスプレイに係るモード別消費電力の基準

	オンモード 消費電力（W）	スリープモード 消費電力（W）	オフモード 消費電力（W）
対角線画面サイズ30インチ未満画面解像度1.1MP以下	≦6×MP+0.05×A+3	≦2	≦1
対角線画面サイズ30インチ未満画面解像度1.1MP超	≦9×MP+0.05×A+3		
対角線画面サイズ30インチ以上60インチ以下	≦0.27×A+8		

備考）1 「MP」は、ディスプレイ解像度（メガピクセル）を、「A」は可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。

2 「オンモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的（ハード）電源スイッチが入っており、主機能である画像の表示を実行している状態をいう。また、オンモード消費電力は、算定式の算定結果の小数点以下第2位を四捨五入したものとする。

3 「スリープモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的（ハード）電源スイッチが入っており、接続されている機器からの信号受信、又はスリープタイマーや占有センサーのような内部機能の誘因事象により低電力モードに入っている状態（接続されている機器からの信号受信又は内部機能の誘因事象により、当該モードから復帰可能であること）をいう。

4 「オフモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、電源スイッチによる起動を待機し、いかなる機能も提供していない状態（使用者が当該モードから復帰させるために機械的スイッチを操作しなければならない）をいう。

5 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2－2」による。

Ⅳ－8　シュレッダー

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
110	シュレッダー	判断基準	①	待機電力（ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力）が、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。
		配慮事項	①	使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については、適正処理するシステムがあること。
			②	分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			③	一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			④	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
			⑤	裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。
			⑥	低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以下にセットされていること。

備考） 1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。
①裁断モーターの出力が500W以上のもの
②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの
2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
3 「待機電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。
4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

表　シュレッダーに係る待機電力の基準

区　分		待機電力（低電力モード又はオフモードを備える機種についてはこれらのモードの消費電力）
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W未満	有/無	＜ 2．5W
100W以上500W未満	有	＜ 3．0W
	無	＜ 2．0W

備考） 1 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。
2 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

Ⅳ―9　デジタル印刷機

番号	特定調達品目	基準・事項		内　容
111	デジタル印刷機	判断基準	①	エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。
			②	使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。
		配慮事項	①	インク容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
			②	使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りではない。
			③	分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			④	一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			⑤	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
			⑥	低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。

備考） 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表　デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機のエネルギー消費効率（W）			
		A3対応機		B4対応機、A4対応機	
		プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時	プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時
プリンタ機能標準装備装置		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考） 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。
2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。
3 「A3対応機」、「B4対応機」、「A4対応機」とは、次による。
A3対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ　287mm、409mm以上のもの
B4対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ　250mm、353mm以上のもの
A4対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ　204mm、288mm以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

E=(A+7×B)／8

A:機械立ち上げ時の1時間における消費電力量(Wh)

・電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して1版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

・電源投入後速度変更はしない。

B:通常時の1時間における消費電力(Wh)

・Aの測定終了後1版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、Bの測定条件

① 1版当たりの印刷枚数 200枚／版
② 1時間の製版枚数 2版/時
③ 1時間の印刷枚数 400枚／時
④ 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度
⑤ テストチャート A4、画像面積比率4～7%
⑥ 標準印刷用紙 64g／㎡の上質紙
⑦ 測定時の環境条件 温度:21±3℃／湿度:65±10%
測定前に12時間以上放置
⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモードまたは低電力モードへの移行を認める。
⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は5分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。
⑩ プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

Ⅳ－10 記録用メディア

番号	特定調達品目	基準・事項		内 容
112	記録用メディア	判断基準		次のいずれかの要件を満たすこと[判断の基準はケースに適用]
			①	再生プラスチックがケース全体重量の30%以上使用されていること。
			②	厚さ5㎜程度以下のスリムタイプケースであること。又は集合パルプ(スピンドルタイプなど)であること。
			③	植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
			④	紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		配慮事項	①	材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
			②	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径12cmのCD-R,CD-RW,DVD±R,DVD±RW,DVD-RAMと

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

3 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

Ⅳ－11 電池

番号	特定調達品目	基準・事項		内 容
113	一次電池又は小形充電式電池	判断基準		次のいずれかの要件を満たすこと。
			①	一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。
			②	小形充電式電池（二次電池）であること。
		配慮事項	①	使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
			②	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考） 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」、「単2形」、「単3形」又は「単4形」とする。

2 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称（寸法：高さ・直径）	負荷抵抗（Ω）	最小平均持続時間	
		初度	12か月貯蔵後及び使用推奨期間内
単1形（61.5mm・34.2mm）	2.2	810分	725分
	10	81時間	72時間
	2.2	15時間	13時間
	1.5	450分	405分
	600mA（放電電流）	11時間	9.5時間
単2形（50.0mm・26.2mm）	3.9	770分	690分
	20	77時間	69時間
	3.9	12時間	10時間
	400mA（放電電流）	8.0時間	7.0時間
単3形（50.5mm・14.5mm）	43	60時間	54時間
	3.9	4.0時間	3.6時間
	10	11.5時間	10.0時間
	1000mA（放電電流）	200回	180回
	24	31時間	27時間
	250mA（放電電流）	4.5時間	4.0時間
単4形（44.5mm・10.5mm）	5.1	130分	115分
	24	14.5時間	13.0時間
	10	5.0時間	4.5時間
	75	44時間	39時間
	600mA（放電電流）	140回	125回

Ⅳ－12 電子式卓上計算機

番号	特定調達品目	基準・事項		内 容
114	電子式卓上計算機	判断基準	①	使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。
			②	再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
		配慮事項		製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考） 1 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

Ⅳ－13 カートリッジ等

番号	特定調達品目	基準・事項		内 容
115	トナーカートリッジ	判断基準	①	使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。
			②	回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。
			③	回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（トナーを除く）の95%以上であること。
			④	回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、適正処理されるシステムがあること。
			⑤	トナーの化学安全性が確認されていること。
			⑥	感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。
			⑦	使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。
		配慮事項	①	回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。
			②	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
116	インクカートリッジ	判断基準	①	使用済インクカートリッジの回収システムがあること。
			②	回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルサイクル率が製品全体質量（インクを除く）の25%以上であること。
			③	回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（インクを除く）の95%以上であること。
			④	回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。
			⑤	インクの化学安全性が確認されていること。
			⑥	使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。
		配慮事項		製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。

1）「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。

2）「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。

3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。

1）「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。

2）「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。

4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。

5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたトナーカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。

6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。

7 トナーカートリッジに係る判断の基準①及びインクカートリッジに係る判断の基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。

ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブのいずれかでユーザに対し使用済みカートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

8 トナーカートリッジに係る判断の基準④及びインクカートリッジに係る判断の基準④の「適正処理されるシステムがあること」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。

9 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。

ア トナー及びインクには、以下の①～④の各物質が意図的に添加されていないこと。

① カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。

② EUの危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関するEC理事会指令67/548/EECの付属書Ⅰにより次のR番号の表示が義務付けられている物質

- R40（発がん性の限定的な証拠がある）
- R45（発ガン性がある）
- R46（遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある）
- R49（吸入すると発ガン性がある）
- R60（生殖能力に危害を与える可能性がある）
- R61（胎児に危害を与える可能性がある）
- R62（場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある）
- R63（場合によっては胎児に危害を与える可能性がある）
- R68（不可逆的な危害の可能性がある）

③ EC理事会指令67/548/EECの付属書Ⅱ及び1999/45/ECにより、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質

④ 1つ以上のアゾ基が分解されて、別表1に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料又は顔料）

イ. トナー及びインクに関し、Ames試験において陰性であること。

ウ トナー及びインクのMSDS（化学物質等安全データシート）を備えていること。

別表1 特定の芳香族アミン

	化学物質名	CAS No.
1	4－アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4－クロロ－o －トルイジン	95-69-2
4	2－ナフチルアミン	91-59-8
5	o －アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2－アミノ－4－ニトロトルエン	99-55-8
7	p －クロロアニリン	106-47-8
8	2，4－ジアミノアニソール	615-05-4
9	4，4’－ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3，3’－ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3，3’－ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3，3’－ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3，3’－ジメチル－4，4’－ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	p －クレシジン	120-71-8
15	4，4’－メチレン－ビス－（2－クロロアニリン）	101-14-4
16	4，4’－オキシジアニリン	101-80-4
17	4，4’－チオジアニリン	139-65-1
18	o －トルイジン	95-53-4
19	2，4－トルイレンジアミン	95-80-7
20	2，4，5－トリメチルアニリン	137-17-7
21	o －アニシジン	90-04-0
22	4－アミノアゾベンゼン	60-09-3

10 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

① 自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー/インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保障期間内であっても有償となる場合が多い）。

② 本項の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ. 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

① 写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

② 新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

11 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（例えば、事業者の判断で公開するウエブサイト等で確認できるなど）に十分留意すること。

ア. トナー又はインクに関するAmes試験に係る報告書等

イ. トナー又はインクに関するMSDS（化学物質等安全データシート）

ウ. 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

Ⅳ－14 掛時計

番号	特定調達品目	基準・事項		内 容
117	掛時計	判断基準		次のいずれかの要件を満たすこと。
			①	太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。
			②	太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。
			③	一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。
		配慮事項	①	使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。
			②	プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			③	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考） 1 本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。

2 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。

3 判断の基準③における一次電池の電池寿命の求め方はJIS B 7026による。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一行程内で再生利用されるものは除く。）。

Ⅳ－15 プロジェクタ

番号	特定調達品目	基準・事項		内 容
118	プロジェクタ	判断基準	①	製品本体の重量が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。
			②	消費電力が表2に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。
			③	待機時消費電力が1W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。
			④	光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。
			⑤	保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。
			⑥	特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
		配慮事項	①	光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。
			②	可能な限り低騒音であること。
			③	使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
			④	製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			⑤	筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。
			⑥	筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			⑦	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
			⑧	製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。

備考） 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が5,000lm未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m以内の距離で60インチ（1.2m×0.9m）以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ（以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に0.5m以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。）を含むものとする。

2 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、不定時間保たれる最低消費電力をいう。待機（スタンバイ）は、製品の最低消費電力モードである。

3 判断の基準③については、AC遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。

4 判断の基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱されている印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。

5 判断の基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア 製造業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することという。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。

ウ. 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

判断の基準④イについては、回収の仕組みの構築に相当程度の時間を要することを勘案し、平成25年度までの3年間は経過措置とし、この期間は適用しないものとする。

6 判断の基準⑥における特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950：2008に準ずるものとする。

7 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。

8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

9 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

イ. マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮す

エ 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

表1 製品本体重量の基準

有効光束：ø（lm）	光源ランプの数	重量の基準の算定式(kg)
ø＜2,500	—	4.0×α
2,500≦ø＜4,000	—	5.0×α
4,000≦ø＜5,000	1個	0.003×ø×α
	2個以上	0.003×ø×α ×1.1

備考） 1 α は係数であって、短焦点プロジェクタの場合は1.2、それ以外の場合は1.0とする。

2 有効光束が4,000lm未満の機器であって、超短焦点プロジェクタの場合は、重量の基準の算定式によらず7.5kg以下とする。

表2 消費電力の基準

有効光束：ø（lm）	消費電力の算定式(W)
ø＜2,500	0.085×ø×α ×β ×γ ＋80
2,500≦ø＜5,000	0.077×ø×α ×β ×γ ＋80

備考） α 、β 及びγ は係数であって、次の数値を表す。

α . 解像度がWXGA（1,280×768ドット）以上のプロジェクトの場合は1.1、それ以外の場合は1.0

β . 超短焦点プロジェクタ又は短焦点プロジェクタの場合は1/cosθ 、それ以外の場合は1.0。ただし、θ は打上角（プロジェクタのレンズ（ミラー）中心を通る水平線と投射画面中心の角度）とし、最大で1.3とする。

γ . 光源にランプを2個以上使用する場合は1.5、それ以外の場合は1.0

Ⅴ　移動電話

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
119	携帯電話	判断基準	①	次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ウ 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。
			②	使用済移動電話の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。
			③	回収した移動電話部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。
			④	バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）
			⑤	特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。
		配慮事項	①	製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。
			②	筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。
			③	機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。
			④	筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。
			⑤	筐体又は部品（充電器含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			⑥	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1 本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」とは、通常の行政事務の用に供するものをいう。

2 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。

3 判断の基準①ウについては、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。

4 判断の基準②の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。

ア 製造事業者又は販売事情者が自主的に使用済みの移動電話等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ 回収が適切に行われるよう、移動電話本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。

ウ 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済移動電話等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。

マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。

エ 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。

オ 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

5 判断の基準④については、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合にあっては、「製品製造終了後6年以上保有」は適用しないものとする。

6 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950：2008に準ずるものとする。

7 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。

8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

9 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。

イ マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。

エ 移動電話端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

表 移動電話に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
		リサイクルのための分離・分解が容易であること。
	分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。
		製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。

Ⅵ　家電製品

Ⅵ－1　電気冷蔵庫等

※ 電気冷蔵庫等共通判断基準

① エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100／165を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。
② 冷媒及び断熱材発砲剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
③ 冷媒及び断熱材発砲剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。
④ 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。

※ 電気冷蔵庫等共通配慮事項

① 冷媒及び断熱材発砲剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
② 資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
③ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
④ 使用される塗装は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
⑤ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

番号	特定調達品目	基準・事項	内　容
120	電気冷蔵庫	判断基準	電気冷蔵庫等共通
		配慮事項	電気冷蔵庫等共通
121	電気冷凍庫	判断基準	電気冷蔵庫等共通
		配慮事項	電気冷蔵庫等共通
122	電気冷凍冷蔵庫	判断基準	電気冷蔵庫等共通
		配慮事項	電気冷蔵庫等共通

備考）1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

①熱電素子を使用するもの
②業務の用に供するために製造されたもの
③吸収式のもの
④電気冷凍庫のうち横置き型のもの

2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。なお、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

5 判断の基準①については、次のとおりとする。

ア 定格内容積350リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

イ 定格内容積350リットル越400リットル以下のものは、平成24年度の1年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/133を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分				基準エネルギー消費効率算定式
種別	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844\times V_1+155$
	冷気強制循環方式のもの	300リットル以下		$E=0.774\times V_1+220$
		300リットル超	1枚	$E=0.302\times V_1+343$
			2枚以上	$E=0.296\times V_1+374$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844\times V_2+155$
	冷気強制循環方式のもの	300リットル以下		$E=0.774\times V_2+220$
		300リットル超		$E=0.302\times V_2+343$

備考）1 E及びV_1、V_2は、次の数値を表す。

E　：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては2.20を、ツースター室タイプのものにあっては、1.87を、ワンスター室タイプのものにあっては、1.54を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

V_2：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては2.20を、ツースター室タイプのものにあっては、1.87を、ワンスター室タイプのものにあっては1.54を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第286号（平成18年9月19日）の「2エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第287号（平成18年9月19日）の「3エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

Ⅵ－2　テレビジョン受信機

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
123	テレビジョン受信機	判断基準	①	ブラウン管を有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/118を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。
			②	液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/128を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。
			③	特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。
		配慮事項	①	資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			②	プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			③	製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。
① 産業用のもの
② 水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
③ ツーリスト向け仕様のもの
④ リアプロジェクション方式のもの
⑤ 受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの
⑥ ワイヤレス法式のもの
⑦ 電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 ブラウン管テレビに係る基準エネルギー消費効率算定方式

区　分					基準エネルギー消費効率算定式
走査方式	アスペクト比	偏向角度	形状	機　能	
通常走査方式のもの	4:3	100度以下のもの	フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	E＝2.5×S＋32
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	E＝2.5×S＋60
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	E＝2.5×S＋42
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	E＝2.5×S＋70
		100度超のもの	フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	E＝5.1×S－4
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	E＝5.1×S＋24
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	E＝5.1×S＋21
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	E＝5.1×S＋49
	16:9		フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	E＝5.1×S－11
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	E＝5.1×S＋17
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	E＝5.1×S＋6
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	E＝5.1×S＋13
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	E＝5.1×S＋59
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	E＝5.1×S－1
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	E＝5.1×S＋27
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	E＝5.1×S＋16
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	E＝5.1×S＋23
				VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	E＝5.1×S＋69
倍速走査方式のもの				アナログハイビジョンテレビ	E＝5.5×S＋72
				アナログハイビジョンテレビ以外のもの	E＝5.5×S＋41

備考）1 「VTR」とは、ビデオレコーダーをいい、「DVD」とは、デジタルバーサタイルディスクをいう。以下、同じ。
2 「受信機型サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。
3 「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの（ただし、周辺部及び対角寸法の測定位値は有効画面プラス5ミリメートル以内のこと。）を使用したものをいう。

4 「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のブラウン管テレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

5 「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能、MUSE-NTSCコンバータをいう。

6 E及びSは次の数値を表すものとする。表2において同じ。

E:基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

S:受信機型サイズ

7 エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第24号(平成22年2月18日)の「2エネルギー消費効率の測定方法2－1」による。

表2 液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分				基準エネルギー消費効率又は算定式
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	
FHD	19V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E＝59
			付加機能を1つ有するもの	E＝71
			付加機能を2つ有するもの	E＝83
			付加機能を3つ有するもの	E＝95
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E＝74
			付加機能を1つ有するもの	E＝86
			付加機能を2つ有するもの	E＝98
			付加機能を3つ有するもの	E＝110
	19V型以上32V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E＝2.0×S＋21
			付加機能を1つ有するもの	E＝2.0×S＋33
			付加機能を2つ有するもの	E＝2.0×S＋45
			付加機能を3つ有するもの	E＝2.0×S＋57
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E＝2.0×S＋36
			付加機能を1つ有するもの	E＝2.0×S＋48
			付加機能を2つ有するもの	E＝2.0×S＋60
			付加機能を3つ有するもの	E＝2.0×S＋72
		液晶4倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	E＝2.0×S＋58
			付加機能を1つ有するもの	E＝2.0×S＋70
			付加機能を2つ有するもの	E＝2.0×S＋82
			付加機能を3つ有するもの	E＝2.0×S＋94
	32V型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E＝6.6×S－126
			付加機能を1つ有するもの	E＝6.6×S－114
			付加機能を2つ有するもの	E＝6.6×S－102
			付加機能を3つ有するもの	E＝6.6×S－90
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E＝6.6×S－111
			付加機能を1つ有するもの	E＝6.6×S－99
			付加機能を2つ有するもの	E＝6.6×S－87
			付加機能を3つ有するもの	E＝6.6×S－75
		液晶4倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	E＝6.6×S－89
			付加機能を1つ有するもの	E＝6.6×S－77
			付加機能を2つ有するもの	E＝6.6×S－65
			付加機能を3つ有するもの	E＝6.6×S－53
その他のもの	19V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E＝44
			付加機能を1つ有するもの	E＝56
			付加機能を2つ有するもの	E＝68
			付加機能を3つ有するもの	E＝80
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E＝59
			付加機能を1つ有するもの	E＝71
			付加機能を2つ有するもの	E＝83
			付加機能を3つ有するもの	E＝95
	19V型以上32V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E＝2.0×S＋6
			付加機能を1つ有するもの	E＝2.0×S＋18
			付加機能を2つ有するもの	E＝2.0×S＋30
			付加機能を3つ有するもの	E＝2.0×S＋42
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E＝2.0×S＋21
			付加機能を1つ有するもの	E＝2.0×S＋33
			付加機能を2つ有するもの	E＝2.0×S＋45
			付加機能を3つ有するもの	E＝2.0×S＋57
		液晶4倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	E＝2.0×S＋43
			付加機能を1つ有するもの	E＝2.0×S＋55
			付加機能を2つ有するもの	E＝2.0×S＋67
			付加機能を3つ有するもの	E＝2.0×S＋79

	32V型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E＝6.6×S－141
			付加機能を1つ有するもの	E＝6.6×S－129
			付加機能を2つ有するもの	E＝6.6×S－117
			付加機能を3つ有するもの	E＝6.6×S－105
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E＝6.6×S－126
			付加機能を1つ有するもの	E＝6.6×S－114
			付加機能を2つ有するもの	E＝6.6×S－102
			付加機能を3つ有するもの	E＝6.6×S－90
		液晶4倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	E＝6.6×S－104
			付加機能を1つ有するもの	E＝6.6×S－92
			付加機能を2つ有するもの	E＝6.6×S－80
			付加機能を3つ有するもの	E＝6.6×S－68

備考） 1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が1,080以上、かつ水平方向の画素数が1,920以上のものをいう。

2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3 「動画表示」とは、次のものをいう。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、1秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速　：液晶パネルを用い、1秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの

液晶4倍速　：液晶パネルを用い、1秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ　：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD（録画機能を有するものに限る。）、磁気ディスク装置、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

5 エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第24号（平成22年2月18日）の「2エネルギー消費効率の測定方法2－2」による。

Ⅵ－3　電気便座

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
124	電　気　便　座	判断基準		エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100／159を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。
		配慮事項	①	分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			②	一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			③	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考） 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの

②温水洗浄装置のみのもの

③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの

④専ら鉄道車両において用いるためのもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 温水洗浄便座のうち瞬間式であって、節電方式としてタイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を備えているものについては、平成24年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/129を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

4 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表　電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	
暖房便座（洗浄機能無し）		141
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	183
	瞬間式（貯湯タンク無し）	135

備考） 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第288号（平成19年11月26日）の「3エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

Ⅵ－4　　電子レンジ

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
125	電 子 レ ン ジ	判断基準	①	エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
			②	特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウエブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。
		配慮事項	①	分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			②	一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			③	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。

①ガスオーブンを有するもの

②業務の用に供するために製造されたもの

③定格入力電圧が200ボルト専用のもの

④庫内高さが135ミリメートル未満のもの

⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再利用されるものは除く。）。

4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
機能	加熱方式	庫内容積	
オーブン機能を有するもの以外（単機能レンジ）			60.1
オーブン機能を有するもの（オーブンレンジ）	ヒーターの露出があるもの（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L未満のもの	73.4
		30L以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるもの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L未満のもの	70.4
		30L以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

備考）1 「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく電気機械機具品質表示規定で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第63号（平成18年3月29日）の「2エネルギー消費効率の測定方法」による。

Ⅶ　エアコンディショナー等

Ⅶ－1　エアコンディショナー

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
126	エアコンディショナー	判断基準	①	家庭用品品質表示法施行令別表第3号（七）のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。
			②	上記①以外のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。
			③	業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率に88／100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。
			④	冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
			⑤	特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB及びPBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できる製品であること。
		配慮事項	①	資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			②	プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			③	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

①冷房能力が28kW（マルチタイプのものは50.4kW）を超えるもの
②ウィンド形・ウォール形及び冷房専用のもの
③水冷式のもの
④圧縮用電動機を有しない構造のもの
⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理を目的とするもの
⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
⑧スポットエアコンディショナー
⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの
⑩高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム
⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの
⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの
⑭熱回収式マルチエアコン

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
3 判断の基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
5 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 家庭用品品質表示法施行令別表第3号（七）のエアコンディショナーであって直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4.0kW以下のものに係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
冷房能力	室内機の寸法タイプ	
3.2kW以下	寸法規定タイプ	5.8
	寸法フリータイプ	6.6
3.2kW超 4.0kW以下	寸法規定タイプ	4.9
	寸法フリータイプ	6.0

備考） 1 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第213号（平成21年6月22日）の「3エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。表2において同じ。

表2 家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0kW超5.0kW以下	5.5
	5.0kW超6.3kW以下	5.0
	6.3kW超28.0kW以下	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW以下	5.2
	3.2kW超4.0kW以下	4.8
	4.0kW超28.0kW以下	4.3
マルチタイプのもであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW以下	5.4
	4.0kW超7.1kW以下	5.4
	7.1kW超28.0kW以下	5.4

表3 業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合わせ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW未満	E=6.0
		3.6kW以上10.0kW未満	E=6.0−0.083×（A−3.6）
		10.0kW以上20.0kW未満	E=6.0−0.12×（A−10）
		20.0kW以上28.0kW以下	E=5.1−0.060×（A−20）
	四方向カセット形以外	3.6kW未満	E=5.1
		3.6kW以上10.0kW未満	E=5.1−0.083×（A−3.6）
		10.0kW以上20.0kW未満	E=5.1−0.10×（A−10）
		20.0kW以上28.0kW以下	E=4.3−0.050×（A−20）
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW未満	E=5.7
		10.0kW以上20.0kW未満	E=5.7−0.11×（A−10）
		20.0kW以上40.0kW未満	E=5.7−0.065×（A−20）
		40.0kW以上50.4kW以下	E=4.8−0.040×（A−40）
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW未満	E=4.9
		20.0kW以上28.0kW以下	E=4.9
	ダクト形	20.0kW未満	E=4.7
		20.0kW以上28.0kW以下	E=4.7

備考） 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示213号（平成21年6月22日）の「3エネルギー消費効率の測定方法（3）」による。

Ⅶ－2　ガスヒートポンプ式冷暖房機

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
127	ガスヒートポンプ式冷暖房機	判断基準		次のいずれかの要件を満たすこと。
			①	成績係数が表に示された区分の数値以上であること。
			②	冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
		配慮事項	①	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			②	プラスチック部品が使用されている場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			③	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、定格冷房能力が、7.1kWを超え28kW未満のものとする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表　ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る成績係数

区分	成績係数の種類	成績係数
JIS適合機種	期間成績係数（APF）	1.42
JIS適合外機種	一次エネルギー換算成績係数（COP）	1.15

備考）1 期間成績係数（APF）の算出方法は、JIS B 8627-1による。

2 一次エネルギー換算成績係数（COP）の算出方法については次式による。また、定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

COP＝（Cc/（Egc＋Eec)+Ch/(Egh+Eeh))/2

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc　：冷房標準能力（単位　kW）

Egc：冷房ガス消費量（単位　kW）

Eec：冷房消費電力（単位　kW）を1kWhにつき　9，760kJ　として1次エネルギーに換算した値（単位　kW）

Ch　：暖房標準能力（単位　kW）

Egh：暖房ガス消費量(単位　kW）

Eeh：暖房消費電力（単位　kW）を1kWhにつき　9，760kJ　として1次エネルギーに換算した値（単位　kW）

3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、JIS B8627－2又はB8627－3の規定する方法により測定する。

4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

Ⅶ－3　ストーブ

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
128	ス　ト　ー　ブ	判断基準		次のいずれかの要件を満たすこと。
			①	ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
			②	石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
		配慮事項	①	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			②	プラスチック部品が使用されている場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			③	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1 本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

① 開放式のもの

② ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループ(ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号)第25条第3項のガスグループをいう。以下同じ。)に属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの

③ 半密閉式ガスストーブ

④ 最大の燃料消費量が4．0L／hを超える構造の半密閉式石油ストーブ

⑤ 最大の燃料消費量が2．75L／hを超える構造の密閉式石油ストーブ

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区　　分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考） エネルギー消費効率の算定については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第55号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2において同じ。

表2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区分		基準エネルギー消費効率又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1．5L／h以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1．5L／h超えるのもの	E＝−3.0×L＋71．5

備考） E及びLは、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：%）

L：最大燃料消費量（単位：L／h）

Ⅷ　温水器等

Ⅷ－1　電気給湯器

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
129	ヒートポンプ式電気給湯器	判断基準	①	成績係数が3．50以上であること。
			②	冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
			③	ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。
		配慮事項	①	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			②	プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			③	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1 成績係数の算出方法は、次式による。

成績係数（COP）＝定格加熱能力／定格消費電力

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。（単位：kW）

定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。（単位：kW）

表 定格加熱条件

項　　目	定格加熱条件（単位：℃）
外 気 温 度 （ Ｄ Ｂ ／ Ｗ Ｂ ）	16／12
給　　水　　温　　度	17
出　　湯　　温　　度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度（単位：℃）

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度（単位：℃）

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 判断の基準③は、業務の用に供するために製造されたものについては適用しないものとする。

Ⅷ－2　ガス温水機器

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
130	ガス温水機器	判断基準		エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
		配慮事項	①	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			②	プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			③	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

① 貯蔵式湯沸器

② 業務の用に供するために製造されたもの

③ ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

④ 浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの

⑤ 給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表　ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区分				基準エネルギー消費効率
ガス温水機器の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま（給湯付のもの以外）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	75.5
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
		強制循環式		77.0
ガスふろがま（給湯付のもの）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	78.0
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	77.0
			屋外式	78.9
	強制通気式	自然循環式		76.1
		強制循環式	屋外式以外のもの	78.8
			屋外式	80.4
ガス暖房機器（給湯付のもの以外）				83.4
ガス暖房機器（給湯付のもの）				83.0

備考）　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第57号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

Ⅷ－3　石油温水機器

番号	特定調達品目	基準・事項		内　容
131	石油温水機器	判断基準		エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
		配慮事項	①	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			②	プラスチック部品が使用されている場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			③	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。

① ポット式バーナー付きふろがま

② 業務の用に供するために製造されたもの

③ 薪材を燃焼させる構造を有するもの

④ ゲージ圧力0．1MPaを超える温水ボイラー

2　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表　石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
用途	加熱形態	給排気方式又は制御方式	
給湯用のもの	瞬間形		86.0
	貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0
暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	79.4
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オン一オフ制御	87.0
		オン一オフ制御以外のもの	82.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

備考）1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。

2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。

3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。

4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（JIS S3031に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が200秒以内のものをいう。

5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。

6 「オン一オフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。

7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第58号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

Ⅷ一4　ガス調理機器

番号	特定調達品目	基準・事項		内容
132	ガス調理機器	判断基準		次のいずれかの要件を満たすこと。
			①	こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
			②	グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した値を上回らないこと。
			③	オーブン部にあっては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した値を上回らないこと。
		配慮事項	①	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			②	プラスチック部品が使用されている場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
			③	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

① 業務の用に供するために製造されたもの

② ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

③ ガスグリル

④ ガスクッキングテーブル

⑤ ガス炊飯器

⑥ カセットこんろ

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1　ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区分			こんろ部
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	基準エネルギー消費効率
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	52.4
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

備考）1　「ガスレンジ」とは、ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
2　「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
3　「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
4　「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
5　「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
6　こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成18年3月告示第56号の「3エネルギー消費効率の測定方法（1）」による。

表2　ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分		グリル部
燃焼方式	調理方式	基準エネルギー消費効率の算定式
片面焼き	水あり	E＝25.1Vg＋123
	水なし	E＝25.1Vg＋16.4
両面焼き	水あり	E＝12.5Vg＋172
	水なし	E＝12.5Vg＋101

備考）1　E及びVgは、次の数値を表すものとする。
E　:グリル部基準エネルギー消費効率（単位:Wh）
Vg:庫内容積（単位:L）
2　「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
3　「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
4　「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
5　「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
6　「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
7　グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成18年3月告示第56号の「3エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

表3　ガス調理機器のオーブン部（ガスオーブンを含む）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オーブン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置型	E＝18.6Vo＋306
組込型	E＝18.6Vo＋83.3

備考）1　E及びVoは、次の数値を表すものとする。
E　:オーブン部基準エネルギー消費効率（単位:Wh）
Vo:庫内容積（単位:L）
2　「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
3　「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
4　「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
5　「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
6　オーブン部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成18年3月告示第56号の「3エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

Ⅸ　照明

Ⅸ－1　照明器具

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
133	蛍光灯照明器具	判断基準	①	次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 使用用途が施設用又は卓上スタンド用にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ. 使用用途が家庭用にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に112/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げた数値を下回らないこと。
			②	特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
		配慮事項	①	初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
			②	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			③	使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
			④	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。
134	LED照明器具	判断基準	①	固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。
			②	演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。
			③	LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。
			④	特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
		配慮事項	①	初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
			②	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			③	使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
			④	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。
135	LEDを光源とした内照式表示灯	判断基準	①	定格寿命は30,000時間以上であること。
			②	特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
		配慮事項	①	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			②	使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
			③	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。
			④	プラスチック部品が使用されている場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

備考）1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。
① 防爆型のもの
② 耐熱型のもの
③ 防じん構造のもの
④ 耐食型のもの
⑤ 車両その他の輸送機関用に設計されたもの
⑥ 40形未満の蛍光ランプを使用するものであって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくはじか付け形のもの
⑦ 鉱工業用機械用に設計されたもの
⑧ 家具用に設計されたもの
⑨ さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの
⑩ 蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

2　G23口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、蛍光灯照明器具に係る判断の基準②を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。
3　特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
4　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS　C 0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とする。また、同基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS　C 0950:2008に準ずるものとする。
5　本項の「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプと構造的に互換性を有するLEDランプを装着するための照明器具については、当面の間、対象外とする。
6　本項のLED照明器具の「LED照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
7　「平均演色評価数Ra」は、JIS Z 8726に規定する光源の演色性評価方法に準ずるものとする。
8　本項のLED照明器具の「LEDモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。
9　LED照明器具の配光測定方法については、JIS C 8105-5:2011「照明器具第5部：配光測定方法」に準ずるものとする。
10　本項の「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内臓するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。
11　本項のLEDを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。

12 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
13 調達を行う各機関は、LED照明器具の調達に当たって、現段階においてJIS規格が検討中であることを踏まえ、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。
14 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
使用用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち2本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	100.8
		蛍光ランプの大きさの区分が86未満の蛍光ランプを使用するもの	100.5
	コンパクト形のもののうち2本管形以外のもの		61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く）	91.6
		使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光ランプの大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光ランプの大きさが20の直管形蛍光ランプを使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8

備考） 1 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、直管形蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはJIS C 7617-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあってはJIS C 7617-2の2.3.1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光ランプ又は環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはJIS C 7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用蛍光ランプ以外の環形蛍光ランプにあってはJIS C 7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光ランプにあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。
2 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第54号（平成22年3月19日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 LED証明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	70lm/W以上
昼白色	
白色	60lm/W以上
温白色	
電球色	

備考） 1 「光源色」は、JIS Z 9112に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。
2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED証明器具」に含まれないものとする。

Ⅸ－2　　ランプ

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
136	蛍光ランプ（直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ）	判断基準		次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形（Hf）であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率で85lm/W以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ. 管径は32.5（±1.5）mm以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均10mg以下であること。 オ. 定格寿命は10,000時間以上であること。
		配慮事項		製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
137	電球形状のランプ	判断基準		使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① LEDランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと。ただし、ビーム開くが90度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で45lm/W以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ウ. 定格寿命は30,000時間以上であること。 ② 電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ. 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 ウ. 定格寿命は6,000時間以上であること。 ③ 上記①、②以外の電球形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率がランプ効率で50lm/W以上であること。 イ. 定格寿命は6,000時間以上であること。
		配慮事項		製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）
1 本項の判断の基準の対象とする「電球形状のランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電流回路）等は除く。
2 「平均演色評価数Ra」は、JIS Z 8726に規定する光源の演色性評価方法に準ずるものとする。
3 本項の「LEDランプ」とは、一般照明として使用する白色LED使用の電球形状のランプとする。
4 本項のLEDランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。
5 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
ア. 非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。
イ. 電球形蛍光ランプをLEDに交換する場合は、当該ランプの使用条件、光源色やランプ効率、製品寿命等について、本項の判断の基準を比較検討の上、適切なランプを選択すること。

表1 LEDランプに係るランプ効率の基準

全光束	光源色	ランプ効率
400lm以上	昼光色	75lm/W以上
	昼白色	
	白色	60lm/W以上
	温白色	
	電球色	
400lm未満	昼光色	65lm/W以上
	昼白色	
	白色	55lm/W以上
	温白色	
	電球色	

備考）1 「光源色」は、JIS Z 9112に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。
2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LEDランプ」に含まれないものとする。
3 調光・調色対応ランプについては、表1の全光束別・光源色別の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

表2 電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
蛍光ランプの大きさの区分	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	
10	電球色		60.6
	昼白色		58.1
	昼光色		55.0
15	電球色		67.5
	昼白色		65.0
	昼光色		60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	72.4
		蛍光ランプが露出していないもの	69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	69.5
		蛍光ランプが露出していないもの	66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	65.2
		蛍光ランプが露出していないもの	62.3

備考） 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には含まれないものとする。

① 蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの
② 光束を調節する機能を有するもの
③ 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するもの
④ 鶏舎用に設計されたもの
⑤ 蛍光ランプが分離できるもの
⑥ 蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

2 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7620-2に規定する大きさの区分をいう。
3 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第54号（平成22年3月19日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

X　　自動車

X－1　　自動車

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
138	自動車	判断基準		新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ① 電気自動車 ② 天然ガス自動車 ③ ハイブリッド自動車 ④ プラグインハイブッリッド自動車 ⑤ 燃料電池自動車 ⑥ 水素自動車 ⑦ クリーンディーゼル自動車（乗車定員10人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。） ⑧ 乗用車・小型バス ア. ガソリン自動車 乗用車にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表2－1に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表3に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 イ. ディーゼル自動車 小型自動車にあっては、表3に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 ⑨ 小型貨物車 ア. ガソリン自動車 車両総重量3.5t以下の貨物自動車（以下「小型貨物車」という。）にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4－1に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. ディーゼル自動車 小型貨物車にあっては、表5に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 ⑩ 重量車 ア. 乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車にあっては、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあっては、表7に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ウ. 車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。）にあっては、表8に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑪ LPガス自動車 ア. 乗用車にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表9に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 小型貨物車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表10に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車
		配慮事項	①	鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。
			②	資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
			③	再生材が可能な限り使用されていること。
			④	アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。
			⑤	エコドライブ支援機能を搭載していること。

備考）1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
2 ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。
3 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
4 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
5 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
6 京都議定書目標達成計画におけるバイオマス由来の輸送用燃料に係る記載内容を踏まえ、一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10人以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）にあっては、バイオエタノール混合ガソリン（E3及びETBE）の供給体制が整備されている地域から積極的な利用に努めること。

表1 ガソリン乗用車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
小型バス（1.7t以下）・軽量貨物車	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超）・中量貨物車	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下

備考）1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。
2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

表2－1 ガソリン乗用車又はディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区　分	燃費基準値	
	ガソリン	ディーゼル
車両重量が 601kg未満	22.5km/L以上	24.8km/L以上
車両重量が 601kg以上 741kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	21.0km/L以上	23.1km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	20.8km/L以上	22.9km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	20.5km/L以上	22.6km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	18.7km/L以上	20.6km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	17.2km/L以上	18.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	15.8km/L以上	17.4km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	14.4km/L以上	15.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	13.2km/L以上	14.5km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	12.2km/L以上	13.4km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	11.1km/L以上	12.2km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	10.2km/L以上	11.2km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	9.4km/L以上	10.3km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	8.7km/L以上	9.6km/L以上
車両重量が2,271kg以上	7.4km/L以上	8.1km/L以上

備考） 1 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。
2 JC08モード燃費値を測定していない自動車にあっては、平成25年2月末までは、表2－2の燃費基準値を満たすことで、表2－1の燃費基準値を満たしたものとみなすこととする。

表2－2 ガソリン乗用車に係る10・15モード燃費基準

区　分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	26.5km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	23.5km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	22.4km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	20.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	16.3km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	13.1km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	11.1km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/L以上
車両重量が2,266kg以上	8.0km/L以上

表3 小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード燃費基準

区　分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表4－1 ガソリン小型貨物車に係るJC08モード燃費基準

区　分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	741kg未満	構造A	23.2km/L以上
		741kg以上		20.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km/L以上
		741kg以上 856kg未満		19.6km/L以上
		856kg以上		18.9km/L以上
	手動式	741kg未満	構造B	18.2km/L以上
		741kg以上 856kg未満		18.0km/L以上
		856kg以上 971kg未満		17.2km/L以上
		971kg以上		16.4km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		16.0km/L以上
		741kg以上 856kg未満		16.0km/L以上
		856kg以上 971kg未満		15.4km/L以上
		971kg以上		14.7km/L以上
軽量貨物車	手動式	1,081kg未満		18.5km/L以上
		1,081kg以上		17.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		17.4km/L以上
		1,081kg以上 1,196kg未満		15.8km/L以上
		1,196kg以上		14.7km/L以上
	手動式		構造A	14.2km/L以上
	手動式以外のもの	1,311kg未満		13.3km/L以上
		1,311kg以上		12.7km/L以上

中量貨物車	手動式	1,311kg未満	構造B1	11.9km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		1,311kg以上 1,421kg未満	構造B1	10.6km/L以上
			構造B2	10.2km/L以上
		1,421kg以上 1,531kg未満	構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.9km/L以上
		1,531kg以上 1,651kg未満	構造B1	10.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,651kg以上 1,761kg未満	構造B1	10.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,761kg以上	構造B1	9.7km/L以上
			構造B2	8.9km/L以上
	手動式以外のもの	1,311kg未満	構造B1	10.9km/L以上
			構造B2	10.5km/L以上
		1,311kg以上 1,421kg未満	構造B1	9.8km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,421kg以上 1,531kg未満	構造B1	9.6km/L以上
			構造B2	8.9km/L以上
		1,531kg以上 1,651kg未満	構造B1	9.4km/L以上
			構造B2	8.6km/L以上
		1,651kg以上	構造B2	7.9km/L以上
		1,651kg以上 1,761kg未満	構造B1	9.1km/L以上
		1,761kg以上 1,871kg未満		8.8km/L以上
		1,871kg以上		8.5km/L以上

備考） 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。
イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。以下同じ。
3 「構造B1」とは、構造Bのうち備考1ロに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。
4 「構造B2」とは、構造Bのうち構造B1以外の構造をいう。以下同じ。
5 JC08モード燃費値を測定していない自動車にあっては、平成25年2月末までは、表4－2の燃費基準値を満たすことで、表4－1の燃費基準値を満たしたものとみなすこととする。

表4－2 ガソリン小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	703kg未満	構造A	25.3km/L以上
			構造B	21.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	22.5km/L以上
			構造B	20.9km/L以上
		828kg以上		19.4km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	23.6km/L以上
			構造B	20.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	20.6km/L以上
			構造B	19.4km/L以上
		828kg以上		18.6km/L以上
軽量貨物車	手動式	1,016kg未満		22.3km/L以上
		1,016kg以上		19.6km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		18.6km/L以上
		1,016kg以上		17.3km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t以下のものに限る）	手動式	1,266kg未満	構造A	18.1km/L以上
			構造B	15.4km/L以上
		1,266kg以上 1,516kg未満		13.4km/L以上
		1,516kg以上		11.6km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	15.6km/L以上
			構造B	14.0km/L以上
		1,266kg以上		12.9km/L以上

表5 ディーゼル小型貨物車に係るJC08モード燃費基準

区分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	741kg未満	構造A	25.5km/L以上
		741kg以上		22.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		23.0km/L以上
		741kg以上 856kg未満		21.6km/L以上
		856kg以上		20.8km/L以上
	手動式	741kg未満	構造B	20.0km/L以上
		741kg以上 856kg未満		19.8km/L以上
		856kg以上 971kg未満		18.9km/L以上
		971kg以上		18.0km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		18.0km/L以上
		741kg以上 856kg未満		17.6km/L以上
		856kg以上 971kg未満		16.9km/L以上
		971kg以上		16.2km/L以上
軽量貨物車	手動式	1,081kg未満		20.4km/L以上
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上
		1,081kg以上 1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上

中量貨物車	手動式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
			構造B2	14.3km/L以上
		1,421kg以上 1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造B2	12.9km/L以上
		1,531kg以上 1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
			構造B2	12.6km/L以上
		1,651kg以上 1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上
			構造B2	12.4km/L以上
		1,761kg以上 1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上
			構造B2	12.0km/L以上
		1,871kg以上 1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.3km/L以上
		1,991kg以上 2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上
			構造B2	11.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.1km/L以上
			構造B2	12.5km/L以上
		1,421kg以上 1,531kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.8km/L以上
		1,531kg以上 1,651kg未満	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
			構造B2	10.9km/L以上
		1,651kg以上 1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造B2	10.6km/L以上
		1,761kg以上 1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,871kg以上 1,991kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	9.5km/L以上
		1,991kg以上 2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.0km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上
			構造B2	8.8km/L以上

表6 路線バス、一般バス、(車両総重量3.5t超)に係る重量車モード燃費基準

区分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が 4 t超 6 t以下	6.97 km/L以上	9.04 km/L以上
車両総重量が 6 t超 8 t以下		6.52 km/L以上
車両総重量が 8 t超 10 t以下	6.30 km/L以上	6.37 km/L以上
車両総重量が 10 t超 12 t以下	5.77 km/L以上	5.70 km/L以上
車両総重量が 12 t超 14 t以下	5.14 km/L以上	5.21 km/L以上
車両総重量が 14 t超 16 t以下	4.23 km/L以上	4.06 km/L以上
車両総重量が 16 t超		3.57 km/L以上

備考） 1 「路線バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。
2 「一般バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表7 トラック等(車両総重量3.5t超)に係る重量車モード燃費基準

区分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が 1.5t以下	10.83 km/L以上
	最大積載量が 1.5t超2t以下	10.35 km/L以上
	最大積載量が 2t超3t以下	9.51 km/L以上
	最大積載量が 3t超	8.12 km/L以上
車両総重量が 8 t超 8 t以下		7.24 km/L以上
車両総重量が 8 t超 10 t以下		6.52 km/L以上
車両総重量が 10 t超 12 t以下		6.00 km/L以上
車両総重量が 12 t超 14 t以下		5.69 km/L以上
車両総重量が 14 t超 16 t以下		4.97 km/L以上
車両総重量が 16 t超 20 t以下		4.15 km/L以上
車両総重量が 20 t超		4.04 km/L以上

表8 トラクタ(車両総重量3.5t超のけん引自動車)に係る重量車モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	3.09km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.01km/L以上

表9 LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両総重量が 703 kg未満	15.9 km/L以上
車両総重量が 703 kg以上 828 kg未満	14.1 km/L以上
車両総重量が 828 kg以上 1,016 kg未満	13.5 km/L以上
車両総重量が 1,016 kg以上 1,266 kg未満	12.0 km/L以上
車両総重量が 1,266 kg以上 1,516 kg未満	9.8 km/L以上
車両総重量が 1,516 kg以上 1,766 kg未満	7.9 km/L以上
車両総重量が 1,766 kg以上 2,016 kg未満	6.7 km/L以上
車両総重量が 2,016 kg以上 2,266 kg未満	5.9 km/L以上
車両総重量が 2,266 kg以上	4.8 km/L以上

表10 LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	703 kg未満	構造A	15.8 km/L以上
			構造B	13.3 km/L以上
		703 kg以上 828 kg未満	構造A	14.1 km/L以上
			構造B	13.1 km/L以上
		828 kg以上		12.1 km/L以上
	手動式以外のもの	703 kg未満	構造A	14.8 km/L以上
			構造B	12.7 km/L以上
		703 kg以上 828 kg未満	構造A	12.9 km/L以上
			構造B	12.1 km/L以上
		828 kg以上		11.7 km/L以上
軽量貨物車	手動式	1,016 kg未満		13.9 km/L以上
		1,016 kg以上		12.3 km/L以上
	手動式以外のもの	1,016 kg未満		11.7 km/L以上
		1,016 kg以上		10.8 km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t以下のものに限る）	手動式	1,266 kg未満	構造A	11.3 km/L以上
			構造B	9.6 km/L以上
		1,266 kg以上 1,516 kg未満		8.4 km/L以上
		1,516 kg以上		7.3 km/L以上
	手動式以外のもの	1,266 kg未満	構造A	9.8 km/L以上
			構造B	8.8 km/L以上
		1,266 kg以上		8.1 km/L以上

X－2 ITS対応車載器

番号	特定調達品目	基準・事項		内 容
139	ETC対応車載器	判断基準		ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。
140	カーナビゲーションシステム	判断基準		走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を、車載の画面に表示あるいは音声により案内して、知らせる機能が搭載されていること。 ① 走行中の自動車の現在位置・進行方向 ② 周辺の道路交通状況に関する現在情報

X－3 タイヤ

番号	特定調達品目	基準・事項		内 容
141	乗用車用タイヤ	判断基準	① ②	転がり抵抗係数が9.0以下であること。 スパイクタイヤでないこと。
		配慮事項	① ② ③	製品の長寿命化に配慮されていること。 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考） 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、JIS D 4234による。
3 判断の基準①については、EU規則「WetGrip グレーディング試験法（案）」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。
4 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」（平成2年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。

Ｘ－4　エンジン油

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
142	2サイクルエンジン油	判断基準	① ②	生分解度が28日以内で60%以上であること。 魚類による急性毒性試験の96時間LC_{50}値が100mg/l以上であること。
		配慮事項		製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）　1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d windowを適用しない。
※ OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン
・301B(CO2発生試験）
・301C(修正MITI(Ⅰ)試験）
・301F(Manometric Respirometry試験）
※ ASTM(アメリカ材料試験協会）
・D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）
・D6731(密閉respirometer中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）
2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。
※ JIS(日本工業規格）
・K0102(工場排水試験方法）
・K0420－71シリーズ（10，20，30）
（水質－淡水魚[ゼブラフィッシュ（真骨類、コイ科）]に対する化学物質の急性毒性の測定－第1部：止水法、第2部：半止水法、第3部：流水法）
※ OECD（経済協力開発機構）
・203（魚類急性毒性試験）
なお、難水溶性の製品は、ASTM　D6081　（水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法：サンプル準備及び結果解釈）の方法などを参考に調製されたWAF（水適応性画分）やWSF（水溶解性画分）を試料として使ってもよい。この場合、96時間LL_{50}値が100mg/l以上であること。

Ｘⅰ　消火器

番号	特定調達品目	基準・事項		容
143	消　　火　　器	判断基準	① ②	消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 製品の回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については、適正処理されるシステムがあること。
		配慮事項	① ② ③ ④	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）　1　本項の判断の基準の対象とする「消火器」は、粉末（ABC）消火器（「消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。
2 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。
ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消火器を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用若しくはリサイクルされるためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

ＸⅡ 制服・作業服

※ *制服・作業服共通判断基準*

① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。

イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

② 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。

※ *制服・作業服・帽子共通配慮事項*

① 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

② 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

③ 再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。

番号	特定調達品目	基準・事項	内容
144	制服	判断基準	制服・作業服共通
		配慮事項	制服・作業服共通
145	作業服	判断基準	制服・作業服共通
		配慮事項	制服・作業服共通
146	帽子	判断基準	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
		配慮事項	制服・作業服共通

備考） 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの重量」に含めてよい。

3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。

4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルをすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

6 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

7 調達を行う各機関は、クリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。

ア. クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。

イ. JIS L 0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

8 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成24年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

ＸⅢ　　インテリア・寝装寝具類

ＸⅢ－１　　カーテン等

※ カーテン・布製ブラインド共通判断基準

○ 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。

② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

※ カーテン・布製ブラインド共通配慮事項

① 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。
② 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
③ 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
④ 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されているこ

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
147	カ　ー　テ　ン	判断基準		カーテン・布製ブラインド共通
		配慮事項		カーテン・布製ブラインド共通
148	布 製 ブ ラ イ ン ド	判断基準		カーテン・布製ブラインド共通
		配慮事項		カーテン・布製ブラインド共通

備考）　1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。
3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。
4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
5 「回収及び再利用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
6 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

ＸⅢ－２　　カーペット

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
149	タフテッドカーペット	判断基準		未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。
150	タイルカーペット	配慮事項	①	製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
151	織 じ ゅ う た ん		②	製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
152	ニードルパンチカーペット	判断基準		次のいずれかの要件を満たすこと。
			①	未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。
			②	植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること。
		配慮事項	①	製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
			②	製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

備考）　1 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。
2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。
3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
7 「植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
8 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
9 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成24年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

ＸⅢ－３　毛布等

番号	特定調達品目	基準・事項	内　容
153	毛　布	判断基準	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
		配慮事項	① 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ② 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
154	ふ　と　ん	判断基準	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ② 使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物の全体重量比で80%以上使用されていること。
		配慮事項	① 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ② 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。

備考）　1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。
3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。
4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
5 ふとんの判断の基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。
6 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
7 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

ＸⅢ－4　ベッド

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
155	ベッドフレーム	判断基準		金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ② 次の要件を満たすこと。 ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/㎡h以下又はこれと同等のものであること。 ③ 次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		配慮事項	①	修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
			②	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。
			③	材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
			④	材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
156	マットレス	判断基準	①	詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部品全体重量比で25%以上使用されていること。
			②	フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。
			③	材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。
			④	ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと、及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。
		配慮事項	①	修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
			②	製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）　1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベットフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

5 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部品全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

6 「放散速度が0.02mg/㎡h以下と同等のもの」とは、次によるものとする。
ア 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。
イ. 上記ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0．5mg／L	0．7mg／L

7 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう。（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）

8 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。

9 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

10 ベットフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

11 ベットフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

12 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。

ＸⅣ　作業手袋

番号	特定調達品目	基準・事項		内　容
157	作　業　手　袋	判断基準		次のいずれかの要件を満たすこと。
			①	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50％以上使用されていること。
			②	ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50％以上使用されていること。
		配慮事項	①	未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く）。
			②	漂白剤を使用していないこと。

備考）　1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
2 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。
4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

ＸＶ　その他繊維製品

ＸＶ－１ テント・シート類

番号	特定調達品目	基準・事項		内　容
158	集 会 用 テ ン ト	判断基準		使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
			①	再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25％以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50％未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10％以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50％以上使用されていること。
			②	再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10％以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
		配慮事項	①	製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
			②	製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
159	ブルーシート	判断基準		使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50％以上使用されていること。
		配慮事項		製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）　1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からポール、ファスナ、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。
3 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
4 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

ＸＶ－２　防球ネット

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
160	防　球　ネ　ッ　ト	判断基準		使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。
			①	ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
			②	ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。
			③	植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。
		配慮事項	①	製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
			②	製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

備考）　1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
2 「繊維部分全体重量」とは、、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
3 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
4 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
6 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成24年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

ＸＶ－３　旗・のぼり・幕類

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
161	旗	判断基準	①	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
162	の　ぼ　り		②	植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。
163	幕	配慮事項	①	臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。
			②	製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
			③	製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

備考） 1 本項の判断の基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。
2 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
3 「繊維部分全体重量」とは、、製品全体重量から、棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
4 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
6 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成24年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

ＸＶ－４　モップ

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
164	モ　ッ　プ	判断基準	①	次のいずれかの要件を満たすこと。 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25％以上使用されていること。
			②	未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10％以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
		配慮事項	①	製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
			②	製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

備考） 1 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量に含めてよい。
2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。
4 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
5 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
7 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

ＸⅥ　設備

番号	特定調達品目	基準・事項	内　　容
165	太陽光発電システム（公共・産業用）	判断基準	①太陽電池モジュール及び周辺機器について、別表1に示された項目について、情報が開示され容易に確認できること。 ②発電電力等が確認できるものであること。 ③太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。 ④パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑤太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。 ⑥近隣からの日影の影響を受けるおそれが高い場合であって、陸屋根に架台を取り付け設置するものは、太陽電池のモジュール変換効率で12%を下回らないこと。ただし、薄膜系太陽電池にあっては、この限りではない。
		配慮事項	①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。 ③特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 ④太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑤鉛はんだを使用していないこと。
166	太陽熱利用システム（公共・産業用）	判断基準	①集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が10Kである時、集熱器の瞬時集熱効率が40%以上であること。 ②集熱器及び周辺機器について、別表2に示された項目が、ウエブサイト等で容易に確認できること。
		配慮事項	①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ③外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ④鉛はんだを使用していないこと。

備考）　1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。

2 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。

3 「定格負荷効率」「部分負荷効率」はJIS C 8961に準拠して算出するものとする。

4 モジュール変換効率の算出方法は次式による。

$\eta = Pm/(A \times G) \times 100$

Pm：モジュール公称最大出力（単位：W）

A：太陽電池セル・モジュール面積（単位：㎡）

「モジュール公称最大出力」はJIS C 8911で規定された基準状態での最大出力瞬時の公称値とする。「放射照度」はJIS C 8960に準拠して算出するものとする。

5 「近隣からの日影の影響を受けるおそれが高い場合」とは、日影に関する特段の検討を行わない場合には、都市計画法第9条第9項による近隣商業地域及び商業地域に太陽光発電システムを設置する場合を指す。

6 「瞬時集熱効率」はJIS A 4112に準拠して算出するものとする。

7 太陽電池モジュールの設計適格性確認及び形式認定についてはJIS C 8990又はJIS C 8991に準拠するものとす

8 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 発電量又は集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表1又は2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。

イ. 調達にあたっては、発電又は集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。

ウ. 太陽光発電システムの導入にあたっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあっては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。

エ. 太陽熱利用システムの導入にあたっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。

オ. 調達にあたっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を、設置事業者を通じ把握すること。

別表1

太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区　　分	項　　目	確　認　事　項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示（基準状態）	JIS C 8911で規定された基準状態で測定した年間の推定発電電力量
		算定条件（用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等）
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件（モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載）
		その他（配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式等
	接続箱	形式　等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、（有の場合）回収・リサイクル方法
保守点検・修理の要件	保守点検	範囲、内容
	修理	範囲、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項　等
	保証体制	保証履行期限　等

別表2

太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区　　分	項　　目	確　認　事　項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件（用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等）
	瞬時瞬間効率　40%が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件（集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載）
		その他（配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項　等
	保守点検	保守点検の条件（点検の頻度等）　等
	保証体制	保証条件（修理・交換の対応範囲、内容）、保証履行期限　等

167	燃　料　電　池	判断基準	①	商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。
		配慮事項	①	分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
168	生 ゴ ミ 処 理 機	判断基準	①	バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。
		配慮事項	①	分解が容易である等素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
			②	使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。
			③	処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。
169	節　水　機　器	判断基準		＜共通事項＞ 電気を使用しないこと。 ＜個別事項＞
			①	次の要件を満たすこと。 ア. ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。
			②	定流量弁にあっては、水圧0．1MPa以上、0．7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は5～8リットル／分であること。
			③	泡沫キャップにあっては次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0．1MPa以上、0．7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適性吐水流量が、泡沫キャップ無しの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0．1MPa、ハンドル（レバー）全開において5リットル／分以上の吐水流量であること。
		配慮事項	①	取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。
			②	使用用途における従前どおりの使用感であること。
			③	吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。

備考） 1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
2 本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径13mmの水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。
3 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁をいう。なお、一般に流量設定が可変のものは流量調整弁、流量設定が固定式のものを定流量弁という。
4 本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、次の要件を満たすものとする。
ア. ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。
イ. 設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、定流量弁1個は、水栓1個に対応すること。
ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。
5 本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。

番号	特定調達品目	基準・事項	内　容
170	日射調整フィルム	判断基準	① 遮蔽係数は0．7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。 ② 熱貫流率5．9W/(㎡・K)未満であること。 ③ 日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④ 貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤ 上記①から④について、ウエブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑥ フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。
		配慮事項	遮蔽係数が可能な限り低いものであること。

備考） 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
2 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759による。
3 判断の基準①において、可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。
4 日射調整性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759に規定された耐候性試験において1，000時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断の基準①に示されたものから±0．10の範囲であること。
5 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。
6 調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。
ア. ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
イ. 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
ウ. 著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。
エ. 照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

ⅩⅦ　防災備蓄用品

ⅩⅦ－１　防災備蓄用品（飲料水）

番号	特定調達品目	基準・事項		内　容
171	ペットボトル飲料水	判断基準	① ②	賞味期限が5年以上であること。 製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
		配慮事項	① ② ③	回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 容器（ボトル）については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。

備考）　1 本項の判断の基準の対象とする「ペットボトル飲料水」は、防災用に長期間保管する目的で調達するものとする。
2 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
3 調達を行う各機関はペットボトル飲料水の調達にあたり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勘案すること。
4 調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
5 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
6 使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PETボトルリサイクル推進協議会作成の「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

ⅩⅦ－２　防災備蓄用品（食料）

番号	特定調達品目	基準・事項		内　容
172	缶詰	判断基準	①	賞味期限が5年以上であること。
173	アルファ化米		②	製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
174	乾パン	配慮事項	①	回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
175	レトルト食品等	判断基準	① ア. イ. ②	次のいずれかの要件を満たすこと。 賞味期限が5年以上であること。 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
		配慮事項	①	回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

備考）　1 本項の判断の基準の対象とする「缶詰」「アルファ化米」「乾パン」及び「レトルト食品等」は、防災備蓄用品として調達するものに限る。
2 防災備蓄用品として食料を調達する場合、その用途から考えて、必ずしも通常の食料と同程度の味が確保される必要は無いため、判断の基準①における賞味期限については、事業者団体における可食期間に係る検討状況等を勘案しつつ、今後見直しを実施することとする。
3 「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。
4 「缶詰」の判断の基準①については、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、賞味期限3年以上であることをもって特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。
5 「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準については、市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。
6 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
7 調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するに当たって、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
8 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

ＸⅦ－３　防災備蓄用品（生活用品・資材）

毛布、作業用手袋、テント、ブルーシート、は特定調達品目と判断の基準は同一。一次電池のみ防災備蓄用品の観点から判断の基準が追加されていますが、特定調達品目の番号は同じです。

番号	特定調達品目	基準・事項		内　　容
153	毛　　布	判断基準		使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
			①	再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25％以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50％未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10％以上、かつポリエステル繊維重量比で50％以上使用されていること。
			②	再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で、10％以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
		配慮事項	①	製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
			②	製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
			③	再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
157	作　業　手　袋	判断基準		次のいずれかの要件を満たすこと。
			①	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止塗布加工部分を除く。）で50％以上使用されていること。
			②	ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50％以上使用されていること。
		配慮事項	①	未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く）。
			②	漂白剤を使用していないこと。
158	テ　　ン　　ト	判断基準		使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
			①	再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25％以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50％未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10％以上、かつポリエステル繊維重量比で50％以上使用されていること。
			②	再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で、10％以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
		配慮事項	①	製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
			②	製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
159	ブ　ル　ー　シ　ー　ト	判断基準	①	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50％以上使用されていること。
		配慮事項	①	製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）　1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸やポール、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。
3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。
4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
5 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
6 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
7 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。□
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
エ 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
8 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
9 調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するに当たって、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

番号	特定調達品目	基準・事項		内 容
113	一 次 電 池	判断基準	①	一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。
			②	使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。
		配慮事項	①	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考） 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。
2 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。
3 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
4 調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
5 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称（寸法：高さ・直径）	負荷抵抗（Ω）	最小平均持続時間	
		初 度	12か月貯蔵後及び使用推奨期間内
単1形（61.5mm・34.2mm）	2.2	810分	725分
	10	81時間	72時間
	2.2	15時間	13時間
	1.5	450分	405分
	600mA（放電電流）	11時間	9.5時間
単2形（50.0mm・26.2mm）	3.9	770分	690分
	20	77時間	69時間
	3.9	12時間	10時間
	400mA（放電電流）	8.0時間	7.0時間
単3形（50.5mm・14.5mm）	43	60時間	54時間
	3.9	4.0時間	3.6時間
	10	11.5時間	10.0時間
	1000mA（放電電流）	200回	180回
	24	31時間	27時間
	250mA（放電電流）	4.5時間	4.0時間
単4形（44.5mm・10.5mm）	5.1	130分	115分
	24	14.5時間	13.0時間
	10	5.0時間	4.5時間
	75	44時間	39時間
	600mA（放電電流）	140回	125回

番号	特定調達品目	基準・事項		内 容
176	非 常 用 携 帯 燃 料	判断基準	①	品質保証期限が5年以上であること。
			②	名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
		配慮事項	①	製品の包装及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考） 1 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
2 調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
3 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

ⅩⅧ　役務

ⅩⅧ－1　役務（印刷）

番号	特定調達品目	基準・事項		内　容
177	印　刷	判断基準		＜共通事項＞
			①	印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
			②	表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。
			③	印刷物へリサイクル適性を表示すること。
			④	印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。
				＜個別事項＞
			①	オフセット印刷
				ア　植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1％未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。
				イ. インキの化学安全性が確認されていること。
			②	デジタル印刷
				ア　電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。
				イ. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。
		配慮事項	①	印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。
			②	デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。
			③	揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。
			④	インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。
			⑤	印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。
			⑥	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
			⑦	紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

備考）　1　本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。

2　「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。

3　「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。

4　判断の基準＜共通事項＞②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。

5　判断の基準＜共通事項＞③の「リサイクル適正の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア. の場合を除く）する場合は「板紙にリサイクルできます」
ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

6　調達を行う各機関は、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。

7　「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ （ただし、金、銀、パール、白インキ）	20%以上 （10%以上）
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種UVインキ	7%以上

8　「芳香族成分」とは、JIS K 2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

9　判断の基準＜共通事項＞④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

10　調達を行う各機関は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認するこ

11 判断の基準＜個別事項＞①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準＜個別事項＞②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。
ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL規制）」（平成23年9月1日改訂）に適合していること。
イ. 特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。
ウ. 特定の化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質を特定していること（MSDS（化学物質等安全データシート）を備えていること。）。
12 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。
13 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	－	－	－
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(A)*／樹脂含浸紙（水溶性のもの）	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(B)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエリレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(C)*／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
②インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	－	－
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ（油性）	【特殊インキ】 UVインキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UVインキ／EBインキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	－	－	－
③加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化EVA系ホットメルト☆／PUR系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	－
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP貼り）／UVコート、UVラミコート／箔押し	－	－
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	－
④その他	－	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

備考） 1 ☆印の資材（難細裂化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト、リサイクル対応型UVインキ、リサイクル対応型シール）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。
2 ＊印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程		項目	基準
製版		デジタル化	工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上であること。
		廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印刷	オフセット	VOCの発生抑制	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること。
			輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。
表面加工		VOCの発生抑制	アルコール類を濃度30%未満で使用していること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。
製本加工		騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上であること。

備考）
1 本基準は、印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクルは、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
5 オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。
6 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製本原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RDFへの加工やエネルギー回収等）を含む。

表3 資材確認票の様式（例）

作成年月日 ： 年 月 日

御中

件名：

資 材 確 認 票

○○印刷株式会社

印刷資材		使用有無	リサイクル適正ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	○○製紙／○○	
	表紙	○	A	コート紙	○○製紙／○○	
	見返し	○	A	上質紙	○○製紙／○○	
	カバー	―	―			
インキ類		○	A	平版インキ	○○インキ／○○	
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	○○化学／○○	
	表面加工	○	A	OPニス	○○化学／○○	
	その他加工	―	―			
その他						

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

備考） 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
3 内容に関する問合わせに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

表4 オフセット印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

作成年月日 ： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

○○印刷株式会社

工程		実 現	基 準（要求内容）
製版		はい／いいえ	① 次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版		はい／いいえ	② 印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフセット	はい／いいえ	③ 廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制を講じている。
		はい／いいえ	④ 輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい／いいえ	⑤ 損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ	⑥ 省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい／いいえ	⑦ 損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
表面加工		はい／いいえ	⑧ アルコール類を濃度30%未満で使用している。
		はい／いいえ	⑨ 損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
製本加工		はい／いいえ	⑩ 窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
		はい／いいえ	⑪ 損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

ＸⅥ－２ 役務（クリーニング）

番号	特定調達品目	基準・事項		内 容
178	クリーニング	判断基準	①	ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。
			②	エコドライブを推進するための措置が講じられていること。
			③	ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。
		配慮事項	①	揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。
			②	ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。
			③	事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。
			④	可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。
			⑤	包装材（ポリ包装資材、袋等）の削減に努めていること。
			⑥	省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。

備考） 1 本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断の基準は適用しない。
2 「ドレン」とは、蒸気でできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。
3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成18年10月）に基づく運転をいう。
（参考）①ふんわりアクセル『eスタート』②加減速の少ない運転③早めのアクセルオフ④エアコンの使用を控えめに⑤アイドリングストップ⑥暖機運転は適切に⑦道路交通情報の活用⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック⑨不要な荷物は積まずに走行⑩駐車場所に注意
4 「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
ア エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
イ. エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）等の取組を実施していること
ウ エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。
5 「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。
ア 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
イ. 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。
ウ 回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。
6 「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「Ｘ－１ 自動車」を対象とする。